

〔翻 訳〕

アレックス・フレイム 「南太平洋諸国の 憲法と慣習」(1)

角 田 猛 之

目 次

はじめに

第1 講義：慣習法

1. 裁判所によって法として承認され、宣言されるために必要な4条件
2. 慣習法の辞典的な (*Te Mātāpūnenga*) 定義
3. 慣習上の概念と制度を「未開／文明」という尺度では位置づけることはできない
4. いわゆる「真正の」慣習と「疑似」慣習、および慣習は都合よく作りだされているという一般的批判

第2 講義：南太平洋地域の脱植民地化

設計者と発掘者

第3 講義：タヒチと1819年の「ボマレ法典」

1. 「ボマレ法典」の起源、草案および宣言
2. 法典の内容
3. 法典における興味深い問題

第4 講義：トンガ憲法

2010年の諸改正

トンガ憲法の改正

第5 講義：文化相対主義と憲法上の諸基準

第6 講義：サモア憲法

1962年独立憲法——いくつかの特徴

元首 '*O le Ao o le Malo*'

元首の裁量行為

(以上本号。第7 講義から次号掲載予定)

は じ め に

私は、2012年4月3日から6月14日までの約2か月半に続いて、2015年3月4日から5月30日までの約3か月間、ニュージーランドのオークランド大学法学部に客員研究員として滞在した（いずれも受け入れ責任者はデヴィッド・グリーンリントン准教授。2012

年の滞在は、2011年9月1日から2012年9月14日の間の関西大学・在外研究の一環として、また2015年の滞在は2015年3月4日から8月29日までの、同じく関西大学在外研究の一環として)。その間に、第1回目の滞在時と同じく、法理学や法社会学、新設科目のニュージーランド住宅法などの講義を聴講した*1。

*1：私はいずれの滞在中にも法理学 (Jurisprudence) の講義を聴講した。オークランド大学の法理学の講義 (週3回、各60分) では、わが国とほぼ共通する内容、一言でいえば西洋流の法理学——もちろん、担当者の専門領域や関心に応じて、その内容には大きな／多少のばらつきがあるのは当然であるが——が全体の時間の約75パーセントが配分されているのに加えて、残りの約25パーセントの時間が「マオリ法理学」に充てられている。第1回目の滞在中のマオリ法理学の担当者は故ニン・トマス、第2回目はクレア・チャーターズであった。トマスに関しては、「マオリの環境思想と持続可能な自然環境、マオリ固有地の保全—ニン・トマス「マオリのランガティラタンガ、カイティアキタンガの概念と自然環境、所有権」論文およびマオリ土地裁判所刊行のブックレットの翻訳」(『関西大学法学論集』第64巻2号) およびニン・トマス「準備はいいか！ニュージーランドにおけるユニークな統治秩序としてのハブとイウイの出現」(『関西大学法学論集』第65巻3号) を訳出して、トマスのマオリ法理学の一端を紹介した。またチャーターズに関しては、クレア・チャーターズ「マオリに対する受託者義務と2004年前浜・海底法：比較検討および前浜・海底法によってマオリが失ったもの」(『関西大学法学論集』第65巻5号) を訳出した。また、彼女のマオリ法理学の内容に関しては、上記訳出に加えて、「付 クレア・チャーターズ『法理学』(Jurisprudence) 講義の概要」(論集376-384頁) において講義全体のアウトラインを提示した。

そしてこれらの通常講義に加えて、5月6日から12日まで (いずれも、午前9時から午後4時半) 集中講義の形式で開講された——ニュージーランドに加えて太平洋地域の島嶼国 (サモアやトンガ、クック諸島、その他) の憲法を専門とし、実務家 (パリスタ) としての経験も豊富であるとともに研究者としても (また、教育者としても) 優れた——アレックス・フレ임「南太平洋諸国の憲法と慣習」を聴講した (12名の受講登録者は、トンガ出身の弁護士やマオリ出身の弁護士など、半数以上が法律専門家であった)*2。

*2：以下で言及する冊子と彼が所属しているワイカト大学法学部のホームページ (http://www.waikato.ac.nz/law/about-us/staff/academic/alex_frame) での紹介文に依拠してフレイムの経歴と業績の一端をごく簡単に紹介する。

1988年までビクトリア大学 (Victoria University) 上級講師。その後、ニュージーランドおよび太平洋信託統治諸島 (Pacific Islands) にて、太平洋諸島の憲法およびニュージーランドのワイタング条約 (1840年にイギリス女王とマオリの族長とのあいだで結ばれた条約で、「アオテアロア」(Aotearoa) (マオリ語表記のニュージーランドの国名。「白く長い雲」のたなびく土地を意味する) すなわちニュージーランドがイギリス植民地となる) 専門のバリスタとして法律実務を行う。いくつかの南太平洋の法管轄地域における憲法上の問題に関して30年以上にわたって政府に助言を行っている。2005年にワイカト大学 (University of Waikato) 法学部の公法教授 (憲法) 就任。ニュージーランドの法学者のジョン・サーモンド卿 (Sir John Salmond) (1862-1924年) の伝記『サーモンド——南半球の法律家』(*Salmond—Southern Jurist*) は、1996年の最良の法律文献に送られる法律財団の J. F. ノーシー賞 (*J. F. Northey Prize*) と合わせて、モンタナ・ブック・アワード (Montana Book Awards) で E. H. マコーミック賞 (*E. H. McCormick Prize*) を受賞している。アレックスの研究方法においては、ニュージーランドの法体系はマオリの慣習法の影響をより多く受けていると考えられているが、その成果として、『グレイとイウィカウ——慣習への旅』(*Grey and Iwikau—A Journey into Custom*) が出版された。2013年には10年間の研究プロジェクトが完了し、ビクトリア大学出版会から、『マータプニガ：マオリ慣習法の問題と制度への参照文の概要』(*Te Mātāpunenga: A Compendium of References to the Concepts and Institutions of Maori Customary Law*) が、リチャード・ベントン (Richard Benton)、アレックス・フレイムおよびポール・メレディス (Paul Meredith) によって、序文を付して編集、刊行された。

フレイムはこの講義の概要をつぎのようにのべている。「この講義では、近代以降に制定された南太平洋の諸国家におけるいくつかの憲法の起源と構造を、それぞれの社会が有している伝統的な慣習法という背景の下で探求する。本年度の講義では、さしあたりサモア、トンガ、クック諸島およびフランス領ポリネシアの憲法を取り上げる。もっとも、その他の南太平洋の国々にも言及するし、また本講義に関するリサーチ・ペーパーについては、その他の地域におけるすべての法管轄に関して検討されることが望ましい。」そしてその上で、「いくつかの国の憲法と慣習法の問題および制度を手がかりとして、この講義では以下の諸点を検討する。」として、以下の諸点を講義のポイントとして挙げている。

- 各憲法の歴史的な展開と起源および憲法上の原理の類型
- 島嶼国家における慣習法上の基本的な概念と制度
- 慣習法上の概念・制度と西洋から導入された憲法上の諸原理とのあいだで、憲法に盛り込まれた両者の均衡と調和
- 憲法の解釈と、憲法上の諸原理と慣習法上の諸価値の対立に関する、裁判所が用いる解決方法

そして本稿では、この講義において配布された講義と同名の冊子（全体は138頁）で本論に当たる以下の部分（115頁）について、フレイムの了解のもとで訳出する*3。

*3：フレイムは以下で再録する目次の冒頭においてつぎのような断り書きを付している。「本冊子における内容は、2009年から2011年にオークランド大学法学部で行った一連の講義内容をさらに展開したもので、2015年[すなわち私も出席した年]のクラスの学生がそれぞれ利用できるように作成したものである。したがってその内容はなお「取り組み中」であって、たとえばいくつかの判例に関しては概要的なものあるいは覚書的なものに過ぎないので、現段階において広く配布されたり出版されたり、また直接に引用されることを意図してはいない。」

そこで私は講義終了前日の5月12日に講義室において、本冊子を日本語に翻訳し、在外研究から帰国後の2016年から2017年にかけて、『関西大学法学論集』に2ないし3回に分けて掲載したい旨アレックスに伝えたと、その場で快諾を得た。また、念のためメールでの翻訳許諾を求めたところ、2015年5月13日付のメールにてつぎの返答を得た。「日本の法律家や学生が読めるように、本冊子を日本語に翻訳することの許諾をあなたは求めておられます。私は喜んで許可しますとともに、その計画が順調に運ぶことを期待しております。ただし、もちろん私は、将来、さらに冊子の内容を更新し、英語にて刊行する権利を留保しています。」

次稿以下で訳出予定の第7講義から第12講義のタイトルはつぎのようになっている。

第7講義：クック諸島の憲法（The Constitution of the Cook Islands）

第8講義：南太平洋諸国の憲法における保護規定（Entrenchment in South Pacific Constitutions）

第9講義：南太平洋諸国憲法における議会（Parliament in South Pacific Constitutions）

第10講義：南太平洋諸国憲法における政府の形成（Formation of Government in South Pacific Constitutions）

第11講義：南太平洋諸国憲法における立法権 (The Law-Making Power in South Pacific Constitutions)

第12講義：南太平洋における「留保権限」と「緊急避難」 ('Reserve Powers' and 'Necessity' in the South Pacific)

以下において、本号では第1講義から第6講義まで訳出する。

第1講義：慣習法¹⁾

1. 裁判所によって法として承認され、宣言されるために必要な4条件

ニュージーランドの法律家ジョン・サーモンド (John Salmond) 卿は、「コモンロー」裁判所において慣習が法源として機能するために満たされねばならない4つのテストについてつぎのように指摘している。

- (1) 「慣習は合理的でなければならない」
- (2) 「慣習は制定法に反するものであってはならない」
- (3) 慣習は、「正しいものとして従われていなければならない。権利もしくは義務のルールに依拠するものとして認められているのではなく、たんなる任意の慣行にすぎない場合には法的慣習ではなく、したがって法としては機能しない。」
- (4) 「法としての効力を有する慣習はきわめて古いもの (immemorial) でなければならない。…きわめて古い慣習であるためには、いつからはじまったのかが人びとの記憶にないほどその古いものでなければならない……。」²⁾

さらに古い典拠が必要な場合には、1608年のタニストリー事件 (*Case of Tanistry*) においてロー・フレンチ (Law French) でのべられたつぎのような簡潔な言明に依拠できるだろう³⁾。

Et issint briefement, custome est un reasonable act, iterated, multiplied & continued per le people, de temps dont memory ne court. (要するに慣習は、記憶にない時代から人びとによって一貫して、常に従われている合理的なルールである。[フレ임による英訳からの和訳])

これらのテストは国会主権と——「合理性」の条件を介して——法体系全体の道徳的統合性という双方を維持するためのものとみることができる。しかしながらここで、合理性と「非常な古さ」(immemoriality) という条件に関して若干補足しておく。

まず「合理性」に関して。中世の法の概念に関する優れた研究においてフリッツ・ケルン (Fritz Kern) はつぎのように指摘している：⁴⁾

「……長く用いられるということ (long-usage) はその慣行が正しいということを証明するものではない。それとは逆である。『たとえ100年にわたって悪事が行われてきたとしても、正しいことを1時間行ったことには勝らない』。また、たとえばアイケ・フォン・レピュゴー (Eike of Reggow) は『ザクセン・シュビーゲル』 (*Sachsenspiegel*) において、奴隷制——それは強制と不正な力によって生み出され、『いまや法となる』ほどに古くから存在しているにもかかわらず——『不正な慣習』にすぎないということを強調していた。長年にわたって維持されている不法なもしくは『邪悪な』慣習は、慣行や時間によって法を明確にすることはできないということを示している。」

古くから一對のものとして表現されている「よき古き法」 ('good old law') においては、あることがらが法として認められるためには古いことと良いことの双方が満たされなければならない。したがって、それは「合理性」という近代的な条件のかたちで裁判官にゆだねられてきた第二の条件である。

そして第二は、ジョン・サーモンド卿がつぎの点を明確にしていることである。すなわち、慣習を法として確立するために必要とされる「記憶にない時代」ということの元来の意味は、「その慣習がいつから存在しているのかが証明できないほどに、その始期が人間の記憶を超えている」ということであった⁵⁾。しかしイギリス法はこのような人間の記憶を「法による記憶」と置き換え、記憶がなくなる時期をリチャード1世 (Richard Coeur de Lion) 即位の年たる1189年として確定した。ただしおおざっぱで奇妙なこのルールをマオリあるいはポリネシアの慣習法に適用しなければならない理由は存在しない。それらに関しては、ジョン・サーモンド卿が明確化した「非常な古さ」という、元来のより一般的な意味において考えられなければならない。

「非常な古さ」という条件に関する第二のポイントは、その条件が慣習の発展や修正を妨げるものではないということである。慣習法に関するこのようなダイナミックな視点は、コモンロー裁判所によって明確に認識されている。たとえば、1919年の *Hineiti Rirerire Arani v Public Trustee* 事件において、養子縁組に関するマオリの慣習について枢密院司法委員会によって明言されている。フィリイモア卿 (Lord Philimore) はつぎのように判示している。

土着の慣習、とりわけ養子縁組に関する慣習は固定的なものでないことは、……自明のこと

アレックス・フレイム「南太平洋諸国の憲法と慣習」(1)

である。それはヨーロッパ人がやってくる以前から存在した古い慣習に依拠しているが、その後さらに発展し、現在の変化したマオリの環境に適合するようになっている。

ニュージーランド生まれの政治哲学者 J. G. A. ポーコック (J.G.A. Pocock) は1957年に *The Ancient Constitution and the Feudal Law* を刊行し、1987年に「回想」(‘Retrospect’) を付して再刊した⁷⁾。そこで採用された主たる方法は、古代の人びとの思考と行動は、それらが生み出された世界が「復元され」詳細に記述されてはじめて理解される、という認識を基礎としている。ポーコックは慣習法が有するこれらの二面性——すなわち、たえざる改良と永続性を明らかにした。そしてそのようなパラドクスに対する解決策として、船に関するヘール (Hale) の古い議論、すなわち、素材が完全に取り換えられた船は、それにもかかわらず同じ船であることに変わりはない、という議論を彼は参照している。「法のなかみが完全に変容してもなお同じ法であるためには、連続する法の制定プロセスが存在しなければならない。」⁸⁾

2. 慣習法の辞典的な (*T_E MĀTĀPUNENGA*) 定義

マターハウアリキ研究所 (Mātauhauariki Institute) [‘Mātauhauariki’ はマオリ語で地平線下の雲筋] の研究者は、ミック・ブラウン裁判官 (Mick Brown) や故トウイ・アダムズ博士 (Dr Tui Adams)、そして権威ある諮問委員会などの示唆にもとづいて、慣習法の定義を試みた。そしてその定義においては、集団すなわち部族によって物理的に強制されるもののみならず、「心理的に強制される」規範をも排除していない。辞典編集委員会は最終的につぎのような結論にいたっている⁹⁾。

「ある社会規範はつぎの場合に法的なものである。すなわち、それに従わなかったり違反したときに、社会的にそのように行動することが承認された特権を有する個人や集団、もしくは機関による、強制力の行使あるいは重大な社会的不利益を常に受ける恐れがあるか、もしくは現に受ける場合である。」

この定義が生み出されたプロセスを描き出すことは有益であろう。編集委員会はホーベル (Hoebel) の適切なつぎの提案から出発している¹⁰⁾。

「社会規範はつぎの場合に法的なものである。すなわち、それに従わなかったり違反したときに、社会的にそのように行動することが承認された特権を有する個人や集団による強制力の行使を常に被る恐れがあるか現に受ける場合である。」

しかしホーベルの定義においても——「法」としての地位を付与する場合において、「命令」や「主権」を強調する19世紀の主流たる西洋法学の影響から脱してはいるもの——法であるためには不可欠なものとしての「物理的な力」におお固執している。それでは、違反者と社会集団のいずれもが、違反した場合に「神秘的な」(‘supernatural’) 強制を導くものと信じている規範とはいかなるものであろうか。ホーベルの定義ではそのようなものに対して法的地位を与えることは認められないだろう。編纂委員会はロン・フラー (Lon Fuller) の提起した問題を検討した¹¹⁾。

「法の特徴を示すものとして力に言及される場合、はたして何を意味しているのか。神聖主義的な社会において、地獄の業火への恐れだけで法への服従が確保されている場合に、この業火は『力による恐れ』なのか？」

『重大な社会的不利益の創出』という帰結を付加することは——マオリの法秩序を十分に表現するために必要と考えられる状況を把握するために——法の定義を拡大するものと編纂委員会は考えている。』

3. 慣習上の概念と制度を「未開／文明」という尺度では位置づけることはできない

私の友人で同僚でもあるポール・メレディス (Paul Meredith) と私は、慣習上の概念と制度をはかる尺度として考えられている「未開／文明」という尺度は、「文明」の程度を測定するためにある1組の基準が不可避免的に選択されているがゆえに不適切であると指摘した¹²⁾。

「異なる位置づけをなすためにそれとは異なる基準が提示され得たであろう。たとえば、社会的統合とか経済上のコストなどが基準として用いられた場合、法体系はその尺度を用いれば異なった位置づけがなされるだろう。裁判官や法律家、警察官といったコストのかかる専門家集団が担う、専門的な法的シグナルから法が成立しているような体系は、それらがなくても効果的に機能しているような『文明化』された体系と比較するならば、『未開』だとみられるだろう。」

総督のグレイ (Gray) と彼の仲間たちが1849年から1850年夏にかけて、イウイカウ・テ・ヘウヘウ (Iwikau Te Heu Heu) を同行して陸地を通してタウポ (Taupo) に旅行した際に遭遇したマオリの慣習法上の法原則を説明するにあたって、「未開」と「文明」の尺度を用いることが無益であることを証明しようと試みた。アクティブで個人的なハ

ウ (*hau*: 生命力) の役割に基礎づけられている、タオンガ (*taonga*: 宝物, 財産) に関係づけられているマオリの義務に関する理論を論ずるにあたって、「タオンガ自身が強制力を有しているがゆえに、この体系は警察官や裁判官、執行官などは不要である」と結論づけられている¹³⁾。

今日の法務大臣や財務担当の同僚たちは、経費のかからないシステムに非常に関心を有しているだろう！そのようなシステムは「未開」どころか、極めて「文明化」されていることが明らかとなる。先に指摘したように、すべては用いられる尺度によって左右されるのである。

4. いわゆる「真正の」慣習と「疑似」慣習、および慣習は都合よくつくりだされているという一般的な批判

慣習法を批判する者もいる。法典化を目指す立法者のなかには、慣習法をいわば建物の設計図作成において用いられている幾何学への、頑強で込み入った横やりとみる者もある。したがって、彼らは慣習法を一掃する機会が訪れることを望んでいる¹⁴⁾。裁判官のなかには——おそらく彼らはコモンローが慣習にその起源を有していることを忘れて——法体系を裁判官が発見したもの (*judge-found*) としてよりは、むしろ裁判官によって定立された (*judge-made*) ものとみる者もいる。慣習法はたんに請求者の主張を基礎づけ、利益を追求するために「作り出された」ものだと考えている裁判官や法学者もいる。この最後の点については、『辞典』の序説で編者がつぎのようにのべている。

「慣習法に依拠した議論——と法典に関する議論においても——の任務は、何が社会の基本的価値であると考えられるかを正確に描き出すことである。それはもちろん『黄金時代』に訴えることを含み、またもちろん『編纂』しようとすることもあるだろう。他方で、仲裁者や学者、また社会の集合的な記憶の仕事（それは古い墓や伝統的な家系図、歌などいずれかのかたちで残されているだろう）は、慣習法には不可欠なダイナミズムを損なうことなく、偽造あるいは誤った訴えを明確にし、弾劾することである。」

したがって、慣習法を誹謗する者や批判者に対しては二通りの回答が存在する。まず第一は、われわれの憲法体制は裁判所に対して——誤ったあるいは疑いのある主張を排除することを可能とし、近代的な人権規範に反する規範や慣行といった「非合理的な」慣習法を破棄することを認めるような——明確で一貫したテストに従って、慣習法を採

求し、宣言することを要求している。そして第二は、慣習法の価値は、正当性を有する立法部の「トップ・ダウン」式の立法権限と、「ボトム・アップ」式の慣習法の記録と展開という、両者のあいだの均衡を生み出すことである。われわれは合理的思考に依拠した法制定が有する明確な効用を否定していない。しかしながらわれわれは、法の「設計者」が、人びとの心のなかに蓄積された、法への支持と決意——それらなしでは法が、状況が許せば直ちに破棄される、外からの押しつけに墮してしまう——とかい離するかもしれないという危険性に抗う価値との均衡を求めているのである。

慣習法と創造された法が共存可能であるということについては、Jennifer Corrin Care, 'A Green Stick or a Fresh Stick? Locating Customary Penalties in the Post-Colonial Era', *Oxford University Commonwealth Law Journal*, Vol. 6 (2006), p. 27 参照。コリン・ケア (Corrin Care) 教授は、裁判所が憲法に依拠して、「慣習」と「信教の自由」のあいだの対立と闘わなければならない、サモアにおける「追放」について論じている。*Tuivaita v. Sila* [1980-83] WSLR 17 (SC) 参照。*Leituala v. Mauaga* [2004] WSSC 9 (SC) 事件においてバアイ (Va'ai) 裁判官は、フォノ村 (Fono) はもはや追放命令を発することはできない——土地・権限裁判所のみが可能である、と判示した。Sapolu CJ. In *Re the Constitution, Ta'amale v. Attorney-General* (SC) 8 May 1995 における検討も参照。

コリン・ケア教授は、「慣習法と創造された法は、それぞれの固有の文化的領域を限定すれば、共に一国内において完全に各々の機能を発揮することができる」とのべている。しかしながら、「より大きな社会の流動化と西洋的理念の侵入によって、これらの領域のあいだの境界は曖昧になってきている」と指摘している。

Mauga 事件と *Ta'amale* 事件の判決は、最近、*Punitia v. Tutuila* 事件判決 [2014] WSCA 1, [2014] 4 LRC 193 (1 January 2014) において踏襲された。また、*pacii website* [Pacific Islands Legal Information Institute] (Samoa—Court of Appeal—2014) も参照。サモアの控訴裁判所 (フィッシャー (Fisher), ハモンド (Hammond) およびブランチャード (Blanchard) 裁判官) は、タヌガマノノ (Tanugamanono) のフォノ村のリーダーに対する損害賠償請求を認容した最高裁判所の判決を支持した。リーダーたちは、新しいホールの建設を要求したフォノ村が維持する教会のグループに対抗して、自らの土地の権利の維持を求めて土地・権限裁判所に提訴した、長年村に居住する村人に対して「追放命令」を出した。

原告の村人は、追放命令は「サモア中を自由に移動し、いずれの場所にも居住する

……権利」を規定するサモア憲法第13条1項(d)に反すると主張した。それに対して村のリーダーは、憲法第111条の下で、サモアにおいて法の一部をなしている慣習と慣行にもとづいて追放命令を発する権限が存在すると主張した。

控訴裁判所は、追放命令は違憲であり、したがっていかなる慣習上の根拠によっても正当化しえないという最高裁判決を支持した。それは以前の *Mauga* 事件判決と *Ta'amale* 事件判決を肯定し踏襲したものである。裁判所はつぎのように判示している。

「慣習法の下で追放命令を発する権限が1990年のフォノ村法 (Village Fono Act) ——その法律の効力をわれわれは承認しない——において維持されているということを肯定したとしても、憲法上の問題は、追放命令を発する村の慣習上の権限が、村の公共の秩序が有する利益に対する合理的制約を表し続けているのか否かということである (第39節)。」

控訴裁判所は、「近代的な民主主義的理念および人権と先住民の慣習と伝統とを結びつける」という緊急の必要性との関係で、*Mauga* 事件判決でのクック卿 (Lord Cooke) の見解を肯定的に引用している。

「しかしながら、人権と慣習の結びつきに関する議論が失敗に帰した場合、慎重に制限を加えられた追放権限は現在では土地・権限裁判所が保持しているという認識を通じて、それらはすでに有効に結びついているのだろうか。われわれは、さらにもう一歩進めて、村の協議会もその権限を有していると判示することは、『進歩を刻む時計を逆に戻すことに等しい』だろうという、ヴァアイ判事 (Va'ai J) の見解に賛同する。」

上で参照したジェニファー・コリン・ケアの見解は、1990年代のサポウル (Sapoulu) 主席判事の下で審理された、サモアでの選挙人請願 (Electoral Petition in Samoa) ——オテマイ請願 (Otemai Petition) に関して得た私自身の経験に照らして正しいと、私は確信している。問題は、選挙の際に候補者によって与えられた「贈答」と「飲食」が、西洋をモデルとした選挙法が取り締まり対象とする「賄賂」および「饗応」に該当するか否かである。ポリネシアには「真水と海水は混ざり合わない」という諺がある。もしそうならば、いずれの水の有効性も台無しになる。わざとらしく慣習に訴えることが、選挙法違反への口実として認められるならば、慣習も選挙法が有する清廉さも、いずれもが掘り崩されるであろう。一方において、もてなしに関するポリネシアの慣習上の観念と、贈り物とくに族長からの贈り物に関する相互の義務、他方において、西洋から輸入された饗応と賄賂に関する選挙法の諸制限とのあいだには、本質的な矛盾、対立が存

在する。

またさらに、ドン・パターソン (Don Paterson) 教授の 'South Pacific Customary Law and Common Law: Their Interrelationship', *Commonwealth Law Bulletin*, Vol. 21 (1995), p. 660 での分析参照。最近われわれは、*Sia'aga v. O. F. Nelson Properties Ltd* [2009] 3 LRC 344 において、ヨーロッパ人が入植する以前から存在する慣習が固有の法と呼ばれていたことを認める、サモアの控訴裁判所の決定を有している。

本講義においては慣習に関する詳細な知識を提供することを意図してはいない。しかしながらわれわれは、太平洋地域のいたるところで目の当たりにする現象に注目しなければならない。すなわち、権力関係に関するポリネシアのメタファを、ホップズ/ロックが展開した西洋のメタファに置き換え、またそのことのもろもろの効果を確認することである。

La Terre et L'Organisation Sociale en Polynésie, Payot, Paris, 1970, and in 'Un demi-siècle de Contorsions Juridiques', *Journal of Pacific History*, Vol. 1 (1966), p. 29, において故マイケル・パノフ (Michel Panoff) は、権力関係に関するポリネシアの古典的なメタファについてつぎのようにのべている。

地域と住民は船体——人間の腹 (district and people are the *hull*—the *koʻpu tangata*)
副族長はカヌーの舷——上級者 (secondary chiefs are the *outrigger* or *ama*—the *rangitira*)
族長はマスト——最高族長 (the principal chief is the *mast*—the *ariki*)

そしてそのようなメタファは、力によって裏づけられたトップ・ダウン式のホップズの命令のモデルへの転換が、すべてのものにどのように影響を与えているのかを示している！

第2講義：南太平洋地域の脱植民地化

クック諸島 (Cook Islands), ニウエ (Niue) およびサモアが、1850年代のジョージ・グレイ卿 (Sir George Gray) と1900年代初頭のセドン首相 (Seddon) の野心の結果、ニュージーランドの政治勢力内にどのようにして組み込まれるようになったのかについての簡潔な歴史については、*Pacific Peoples' Constitution Report*, Ministry of Justice, Wellington, 2000 参照。1900年に議会で行われたセドンの演説——それは、トンガ (Tong), フィジイ (Fiji), ニウエおよびクック諸島をニュージーランドに併合することの合意を取り付けるために、政府船トゥーターネカイ (S. S. *Tutanekai*) を派遣する

前のことである——は、19世紀のオーソドックスな帝国主義——帝国主義的な夢想のほとばしり——の古典的実例として非常に興味深い。

「われわれは新たな世紀に乗り出し、夜明けとともに新しい生活をはじめよう——領土を拡大し、行きつくところまで進んでいこう……われわれの偉大な伝統ある旗が、すべての人に正義と自由を約束する島々に永遠にひらめく (*New Zealand Parliamentary Debates*, Vol. 114, p. 425)」

太平洋地域やその他の地域での第2次大戦後の脱植民地化の動きは、ニューファンランド島沖のプラセンティア湾 (Placentia Bay) で1942年に行われた会談において、ルーズベルト大統領とチャーチル首相によって宣言された「大西洋憲章」(‘Atlantic Charter’) ——そこには、戦後の植民地主義の継続に対してルーズベルトが抵抗した痕跡が若干残されている——がその嚆矢であった。南太平洋に関しては、1944年11月に開かれた「ウエリントン会議」(‘Wellington Conference’) の重点項目であった。そのころオーストラリアとニュージーランドは——いずれも [英米という] 「大国」(‘Big Powers’) が一方的に太平洋地域を再編成するかもしれないという兆候に神経をとがらせていた——すべての従属的な領域に関して戦後に採用される、「信託統治」(‘trusteeship’) と国際社会による管理という概念を主張しはじめていた¹⁵⁾。国際連合のしくみと機能を最終的に確定するために1945年に召集された、サンフランシスコ会議で影響力を有した「信託統治委員会」(‘Trusteeship Committee’) において、これらの概念は——ある意味ではニュージーランド首相ピーター・フレイザー (Peter Fraser) が議長を務めた成果として——国連憲章とさまざまな制度のなかに組み込まれた。

1960年12月に国連総会は「植民地国と植民地の人民に独立を認めるための宣言」(*Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples*) として知られている、総会決議1514号 (XV) を採択した。つぎのように宣言している。

「(3) 政治的、経済的、社会的および教育上の準備が十分ではないということは、独立を遅らせる口実とされてはならない……

(5) 独立を達成していない信託および非自治領、その他のすべての領域において、自由に表明された人民の意思に従い、また、民族や信条、皮膚の色とは無関係に、完全な独立と自由を享受することができるように、それらの領域の人民にすべての権限を無条件に委譲するための所作を直ちにとらなければならない。」

この宣言は賛成 89 (ニュージーランド含む)、反対ゼロ、棄権 9 で採択された。国連総会はその翌日にさらなる宣言を採択した。総会決議第1541号 (XV) には付属文書「国連憲章第73条(e)で求められている情報を提供する義務があるか否かを確定する場合に加盟国が指針としなければならない原則」(Principles which should guide Members in Determining whether or not an obligation Exists to Transmit the Information called for in Article 73 (e) of the Charter of the United Nations) が付されていた。第6原則はつぎのように規定している。

「非自治領 (Non-Self-Governing Territory) はつぎのいずれかによって完全なる自治に至っているといわれることができる：

- (a) 主権を有する独立国家の出現
- (b) 独立国家との自由連合
- (c) 独立国家への統合」

また第7原則はつぎのように規定している。

「(a) 自由連合は当該領域における人民の自由で任意の選択によってなされなければならない……自由連合は独立と当該領域と人民の文化的独自性を尊重しなければならない。また、独立国家と連合している領域の人民に対して、民主主義的な手段と憲法上の手続きを経て表明される意思にもつぎ、当該領域の置かれている地位を修正する自由を保持していなければならない

(b) 連合した領域は外部からの力を受けることなく、自らの国のあり方を決定する権利を有していなければならない……」

1961年に国連総会は、決議1514号の履行状況を検討し、報告するための17名からなる特別委員会を立ち上げた。さらに1962年には24名に拡大され、「24名委員会」(Committee 24) という名で呼ばれ、かつての植民地大国に恐れられるようになった。

K. I. マーレイ (K. I. Murray) はつぎのように指摘している。

「ピトケアン島 (Pitcairn Island) (人口約90名) が主権的な独立を付与されているという繰り返しなされてきた主張は、極めて小さな島からなる領域の問題に対する委員会の認識に対する驚きの原因となっている。」

マーレイはまた、「1960年の国連決議と24人委員会の設立は、ゴッツ氏 (Gotz) 対してパニックのようなもの引き起こさせた」という、ニュージーランド議会におけるコメ

ントを参照している。

太平洋地域に関する広範な経験を有するニュージーランドの上級外交官たるリンゼイ・ワット (Lindsay Watt) はつぎのようにのべている。

「過去50年間の脱植民地化に関するニュージーランドの経験から、ニュージーランドが真に南太平洋の国であり、単にそれに地理的に包摂されているに過ぎない国ではないものとするような、特別な国のあり方が現れてきている。」

1945年のサンフランシスコ会議での国連設立に関するピーター・フレイザー首相の役割の重要性と、信託委員会——そこで信託領域と非自治領域の自己決定に関する原則を確立した憲章の章が練られた——での彼の議長としての重要性にワット氏は注目している。ワットはそのような結論に至るこれらの要素に関してつぎのように論じている。

「ニュージーランド——国連からの援助を受けるとともに推奨もされた——は、1960年と1970年代を通して、南太平洋地域における脱植民地化を推し進めるにおいて指導的役割を担っているとなしている。」

確かにニュージーランドは実験し、新生面を切り開く準備が整っていた。クック諸島そしてのちにはニウエのための、連合形態の国家モデル (associated statehood model) を発展させることがその好例である。それは国連にとっても承認可能であることを実証したが、連合国家の立法部にすべての立法権限を付与することが重要である。カリブ海地域の領域のために英国が考案した以前のモデル——外交と防衛に関する事項についてはウエストミンスターに立法権限を留保——は、意図するところを十分には受け入れることができないということで、国連によって拒否されていた。

太平洋地域における独立した国制に対する若干懐疑的な見方が、経験豊富な法律家ヤシュ・ガイ (Yash Ghai) 教授によって表明されている。

「国制は、教育を受け、西洋化されたエリート——彼らは、植民地主義者と共通の言語で語ることができ、両者の共通の枠組みのなかで思考し、計画する——に権限を委譲するように構成される。その意味において、国制は、植民地主義の終焉を生み出すことからはほど遠いものである。したがって、西洋化、キリスト教化そして都市化されたエリート——彼らは、伝統的諸制度をどしどしと排除することが顕著となり、再構成されたフォーマルな国家によってコントロールされている——の最終的な勝利を記録し、積み重ねつつ、その総決算とみることができる。」 (Yash Ghai, *Law Government and Politics in the Pacific Island States*, University of

the South Pacific, 1988, p. 49.)

英国の憲法学者スタンレー・ドゥ・スミス (Stanley de Smith) は、もう少し控えめな解釈を好んで採用している。

「これはウエストミンスターモデルの漸次的な再構成の物語である。非常に脆く、かろうじて均衡を保ってはいるが、それは英連邦の国ぐにに対する最も人気のある英国の輸出品である。アデン (Aden) からザンジバル (Zanzibar) にいたるまで、なにがしかの点でオリジナル作品に劣っているとされうるものはいかなるものであれ、満足を与えるものではない。……要するに、信頼しうる政府としてのウエストミンスターモデルは、強く、一貫して人びとによって求められていたがゆえに受容されているのである。」

しかしながら、植民地権力から解放されて植民地主義が後退するなかで、孵化したての国家に押しつけられた「最高法規」(‘supreme law’) という国制のなかで、「基本的自由」(‘fundamental freedom’) を熱狂的に主張するということにはパラドクスが潜んでいる。新たな権力は、自らの管轄権内において、司法審査が可能な基本的自由に関しては、よくて不熱心、また時には非常に敵対的だということである。スタンレー・ドゥ・スミスは、1951年の欧州人権規約 (*European Convention on Human Rights*) に関するエルネスト・ベヴィン (Ernest Bevin) (労働党のリーダー) の見解を参照している。すなわち、「私はそれが好きではない。パンドラの箱を開けたならば、トロイの木馬を見ることになるだろう。」

ニュージーランドは今でも強制可能な完全なる基本的自由を有しておらず、オーストラリアは限定的に有しているにすぎない。1990年のニウエ憲法の最初の(唯一の)修正に関して助言を与えていた時に、私は尊敬すべき同国の初代首相たるロバート・レックス (Sir Robert Rex) 卿に、はたして1981年のクック諸島憲法に規定された内容に沿って、基本的自由を組み入れることが望ましいか否かを確認した。するとロバート卿は、他の英連邦の国ぐにではそれらの規定がいかなる効果を有しているのかを私に尋ねてきた。それらの規定がもたらした法的に不確実なことがらに関する私の申し開きの説明の最後に、尊敬すべきロバート卿は、ニウエがクック諸島と同じ道を歩む前に、まずは不確実なそれらのことがらが他の国ぐににおいて解決されるまで様子を見たい、と答えた。

設計者と発掘者

私は別稿で国制を創設するという大事業をふたつのメタファで対比した。ひとつは、「設計者のメタファ」である¹⁷⁾。この見方によれば、国制は有益であると判断された基本的ルールの設定により、社会をより良くしていくことを課題とする政治的リーダーや法律家によって「設計」される。成功か失敗かは設計者のビジョンと英知次第である。そして第二のメタファは考古学者の仕事を模したものである。

「合理的思考にもとづいて法を制定することの価値を低くみているのではないが、もうひとつのメタファも重視している——それは、さまざまな制度や価値に関して、現在および将来のニーズのために最高と思われるものを新たに作り出そうという視点から、愛着を持って地中から掘り出そうとする考古学者のメタファである¹⁸⁾。」

設計者はその図面を前にして、判断力やさまざまな事実、正しいと思うところに従って基本原則や構図、手順などを考案していく。発掘者は、特定の社会を基礎づけている慣習的な方法を発見し、それらを明確にし、一体化したものにしようと試みる。もちろん現実の世界では、これらのメタファは実際には連続するもののあいだでのふたつの軸をなしている。最も優れた設計者といえども、社会的なコンテキストにも一定の注意を払うし、また、最も尊敬すべき掘削者でも有益な改良の可能性を考慮する。それにもかかわらず、それらふたつの軸への注目は、これらのアプローチのあいだの適度なバランスを見出す手助けとなるのである¹⁹⁾。

1991年に私は光栄にも、1974年制定のニウエ憲法の修正提案を行うニウエ議会憲法修正委員会 (Constitutional Review Committee of the Niue Assembly) に助言を行う特別審議会のメンバーに選ばれた。ニウエの首都アロフィ (Alofi) において私は、1974年憲法制定の準備にかかわるさまざまな資料を検討することを求められた。使いこなされたカードボックスのなかに、1974年10月19日に施行されたニウエ憲法の有効性を検討する委員会において、R. Q. クエンティン-バクスタ教授 (R. Q. Quentin-Baxter) がなしたコメントの原稿と思われるものを含む、タイプライターで打ち込まれた若干のものを見つけたこと以外には、私の調査は失敗に終わった。ニウエの立法者によって提起された特別の関心事項や疑問についての報告はつぎのことばではじまっている。

「われわれは憲法を、島の土地や海のようなものとも考えることができよう。土地や海、木々や日の光、また時には雨などは、われわれの命の基礎をなすものである。われわれはそれ

らのおかげで生きている。しかしながら、神に祈りをささげ、文化や伝統を慈しみ、未来に向けて前進する人びとがいなければ、土地や海は意味をなさないだろう。土地に意味を付与するのは人びとの暮らしである。それと同じく憲法もわれわれの生活の堅固な基礎である。それは島の化石珊瑚のように安定していて堅固である。しかし、生活やそれにかかわって仕事をしようとする願望、新たな問題を検討し、憲法の精神のなかで生活しようとする人びとがいなければ、憲法はたんに紙に書かれた文字に過ぎない。」

クエンティン・バクスタのこのような感情のこもったメタファは、パラウ・トゥム・フェヌア (*parau tumu fenua*) すなわち「土地に基礎づけられたことば」(‘words whose foundation is the land’)としての、タヒチヤマオヒ (*ma’ohi*) の人びとの慣習上の原理に対する見方と軌を一にしている。人びとが有している法のことばと彼らの土地の特徴やその開祖との結びつきを見出し、感じる場合にのみ、1948年の世界人権宣言において明確に宣言され、太平洋地域を含めて世界中の脱植民地化された地域の憲法のなかにその後伝播していった、偉大な原理の心からの「受容」(‘buy-in’)が存在するのである。

このようなプロセスはふたつのことごとによってサポートされることができた。第1は、そのような「実績」(‘performance’)の展開が、憲法と人権にかかわる諸要素——それらは地域的および地球規模での歴史にさかのぼる——の起源に関するマオヒのことばによって説明されることである。マオリがファカパパ (*whakapapa*) とよぶこれらの文書の一種の系図学が必要である。それは、憲法のなかに体现されている価値や原理の起源と系譜を明らかにする。そして第2のことは、裁判官の役割とより密接にかかわっている。太平洋地域においてその実例を見出す、戦後の「ウエストミンスタ」型の成文憲法で表明されている基本的自由に対する解釈との関係で最もよく参照されている見解は、おそらくウィルバーフォース卿 (Lord Wilberforce) の *Minister of Home Affairs v. Fisher* において表明された見解である。それは「寛容な」(‘generous’) 解釈を提示するとともに、「目録化されたリーガリズムの厳格さ」(‘the austerity of tabulated legalism’) を回避している²⁰⁾。

ウィルバーフォース卿は引用符を付しながらその出典を明示していないが、これらのことばは1964年にスタンレー・ドゥ・スミスが刊行した *The New Commonwealth and its Constitutions* から引用されたものであろう。スミスはつぎのようにのべている。「それは目録化されたリーガリズムの厳格さを排して、一定の保証という意味を有してい

る。」しかしながらそのようなまい言いまわしは面倒な問題、すなわち誰あるいは何に対して寛容なのかという問題を見えなくしている。そしてまた、どのような厳格さが回避されるべきなのか。太平洋地域の憲法が規定している基本的自由の適用に関する現代の適切な見解においては、おそらくはつぎの文献からの引用、すなわち、極めて有用な『英連邦判例集』(*Law Reports of the Commonwealth*)に掲載された、当該自由に関する英連邦の先例を「提示」しているようである。そしてまた、自国の憲法にかかわる文書と類似する事実にかかわる、ヨーロッパやアメリカの先例を参照するようである。評議会の最も詳細な研究と優れた法案においては、「目録化されたリーガリズム」が現れることを回避していないようである。そしてまた、「厳格さ」の幻影が遠のくということはないだろう。

ウィルバーフォース卿の見解を、ローカルな社会的、文化的な文脈において、基本的自由の精神への寛容さを奨励するものと理解するならば、おそらくこれらの困難な問題を解決することができるだろう。このことは、人びとの慣習上の諸原理という文脈で、憲法と人権にかかわる諸要素を扱う裁判官によって——前者が後者の発展もしくは修正とみられる場合においても——徐々に広まっていくということも含んでいる。

そのプロセスにはふたつの道が必要である。すなわち、1948年の宣言における諸原理と国際人権規約およびそれらに実効性を付与し、洗練化する基本的自由などが、極めて小さな島嶼部の社会——そこでは、慣習が過去におけると同じく、新たな環境に照らして徐々に受容、修正を施されることを受け入れるのと同じく——の地域的慣習のために「評価の余地」を認めることが必要であろう。ポマレ法典(Pomare Code)が今日もタヒチの多くの人びとによって彼ら先住民族の法として尊ばれているとすれば、それが慣習法としての統合性を獲得したものとみられているからに他ならない。

参考文献

C. C. Aikman, 'Recent Constitutional Changes in the South-West Pacific' (1968) *New Zealand Official Yearbook*, 1104.

R. S. Clark, 'Self-Determination and Free Association—Should the United Nations Terminate the Pacific Islands Trust?' (1980) 21 *Harvard International Law Journal* 1, 54-60.

A. Frame, 'The External Affairs and Defence of the Cook Islands...', *Victoria University of Wellington Law Review* (1987), p. 141.

S. de Smith, *The New Commonwealth and Its Constitutions*, Stevens & Sons, London, 1964.

Pacific Peoples' Constitution Report, Ministry of Justice, Wellington, 2000.

Gerald Hensley, *Beyond the Battlefield*, Penguin, 2009. See Chapters 18 and 20 on emergence of the 'trusteeship' concept and international supervision of colonies.

第3講義：タヒチと1819年の「ポマレ法典」²²⁾

1. 「ポマレ法典」の起源、草案および宣言

1815年はナポレオン・ボナパルト (Napoleon Bonaparte) がウォータールーの戦いで決定的敗北を喫し、またヨーロッパからはるかかなたのタヒチにおいては、ポマレ2世 (Pomare II) がフェイピ (Fe'i Pi) の戦いで宿敵との戦いで勝利し、王国を築いた歴史的な年である。その年の11月にロンドン宣教師協会 (London Missionary Society) において役員たちは、タヒチに派遣した宣教師が、フランス領ポリネシアの群島 (Society Islands) の族長と人びとが参考のできるような、法を提案するか否かについて議論を行っていた²³⁾。

ニール・ガンソン (Niel Gunson) は、ロンドン宣教師協会の役員たちは、南アフリカのグリクウアの町 (Griqua) の人びとのために準備された法典に影響を受けており、また、タヒチの宣教師たちはシドニーの法律家エドワード・イーガー (Edgar Eagar) からもアドバイスを受けていたということを示唆している²⁴⁾。

ポマレを最もひきつけた成文の印刷されたことばの特徴は、遠隔地においても作用する力である。それによって政治的、行政的な力の活動範囲が大いに拡張されることができた。宣教師が有しているものとしては、もちろん聖書がこのような潜在的な力を明らかにしている。ジョン・デーヴィズ (John Davies) は *History of the Tahitian Mission* において、ポマレは1816年段階において、「参照可能な法と規則を執筆してもらいたい」という手紙を宣教師に送っていたことを明らかにしている²⁵⁾。

1817年6月2日付のパペトアイ (Papeto'ai) 宣教師団からロンドンへのこの手紙は、モーレア島 (Morea) における印刷技術の確立と、タヒチにおいて成文法典を作成するというプロジェクトとをポマレが結びつけて考えていたことを示唆している。

「ブラザー・エリス (Brother Ellis) がやってきて以来……今日においてようやく、国王を満足させるために……エイメオ (Eimeo) [現在はモーレアと呼ばれているタヒチの近くの島]

アレックス・フレイム「南太平洋諸国の憲法と慣習」(1)

において印刷が行われなければならないということ、そしてまた、聖ルカの福音書や教理問答、綴り字教本などの書物がすでに印刷されているということが、同胞すべてによって認められている……。」

「今日ほど評議会や指令が必要とされているときはない。島々や国王、族長そしてあらゆる地域の人びとを通して現在行われている完全な革命は、道徳や宗教に関してのみならず、あらゆる種類の市民的、政治的なことがらに関しても、われわれに対して助言と指示を求めている。島民の宗教的、政治的なシステムは生活にかかわるあらゆることがらと溶け合っているので、そのような変化はすべての慣習や慣行に影響を及ぼしている……。」

「われわれは彼（ポマレ）につきのようなアドバイスを与えた。すなわち、すべての主だった族長からなる会合を招集すること、彼らの助力と承認を得て、コミュニティにとって有用であり、彼の統治に安定をもたらすような法や規則を承認すること、さらには、これらのことがらに関して彼が望むのであれば、われわれが彼に最良のアドバイスを与え、また、神のことがら意味するところやわが国やその他の文明国の法や慣習を教授する用意があること、等々である²⁶⁾。」

ジョン・デーヴィズの日誌によると、5月14日木曜日にアフアレアイトウ（Afare'aitu）で開かれたモレアの宣教団の会合のことが記録されている。

「この前の会合で強硬に反対された法を、ノット（Nott）はタヒチの人びとのために制定しなければならないということが求められ、了解された。これらの法が読み上げられて了承された。また、その主題に関して国王と協議し、ノットがすでに着手していたタヒチ語への翻訳を準備するために、ノットと私が任命された²⁷⁾。」

デーヴィズはさらに翌日の1818年5月15日につきのように記している。

「ノットとデーヴィズは法の主題に関して国王と長い時間会談した。そして国王はそれらの法を了承した。また、族長の承認を得るために国王が彼らに提案し、また印刷される前に異議や修正点があればそれを聴取できるように、タヒチ語で作成するようにわれわれに求めた²⁸⁾。」

法典制定に向けられたポマレの熱狂ぶりは、1818年10月にロンドンのハウェイス博士（Dr.Haweis）（彼はロンドン伝道師協会の主要メンバーであった）への書簡のなかに明確に表れている。その書簡は、ポマレがロンドンで自分の地位に匹敵する者とみなした

人物との個人的関係——それをボマレは宣教団の「頭ごなしに」(‘over the heads’) 求めていた——を示すものとして、長くなるが以下で引用する。ハウェイス博士へのボマレの手紙のタヒチ語版は、ニュージーランドのアレクサンダー・ターンバル図書館(Alexander Turnbull Library) に英語への逐語訳が存在する²⁹⁾。

<p>Ehoaino e, Iaorana oe, e to fetii atoa i te ora raa ia Jehova i te Atua mau ra!</p> <p>Ua faatupu hia ihonei te Society i Tahiti nei, ia May 1818 nei te faatupu roa hia, te haaputu nei matou i te mori, te puaa, te pia, e te vavai, ei taoa i te faatupu raa i te parau a te Atua...</p> <p>Ia tae ia May ra, i reira te Ture e faatu- pu hia i reira to Tahiti atoa nei e ruru ai i Pare i te faatupuraa i te Ture, i re- ira hoi e apoo ai, e faatitiaifaro faahou i te vahi i pio ra ia maitai roa a hoi ai te taata i te utu fare.</p> <p>Ua topa hia ihonei e au te ioa i te pahi i papaihia nei. I marohai e au, i parau hoi te hoepae, ei ioa e te haamani i te pahi, parau atu ra vau, ‘eiaha, o te Haweis te ioa’. E mea vau i maro atu ai, o oe tei manao maro mai i Tahiti nei...</p> <p>Faatono mai nei outou i te Missionary Tahiti nei, faaoho i te pu, ei faaite i te ea ora..</p>	<p>拝啓 あなたとご家族に神のご加護があります ように。</p> <p>ここタヒチにはコミュニティが形成され ています。それは1818年に形成されまし た。私たちはココナッツ・オイルや豚、 クズウコンや綿を神の御言葉を実現する ために採集しています。</p> <p>6月には法典を制定することになってい ます。その時にはタヒチのすべての人が パレに集まります。そこで法が制定され、 会議が開かれます。問題のある箇所が修 正され、完全なものになったときに人び とは家路につきます。</p> <p>私はあなたのお名前をここで作成される 法典に付します。私が熱心にそう言うの で、ほかの人は別の名前を付けるべきだ と言いますが、わたしは「いや、法典の 名前はハウェイスでなければならぬ」と 言いました。なぜ私がそれほどまでに 熱心であるのかは、私たちタヒチ人にと ってあなたがそれほどまでに大事な方 だからです。</p> <p>ここタヒチで進軍ラッパを吹きならし、 人生のあり方を示していただいた宣教団 を送っていただきました……。</p>
---	--

<p>Haa mahuta mai nei te Fatu i te fetia ave, tiaia aenei tana fetia ave nei i a Tahiti (paradi) roa aenei Tahiti i tana fetia ave nei...</p>	<p>神は彗星を遣わし、タヒチの人びとは彗星に打たれて、タヒチ人にかけていた(魔法は)その彗星によって打ち砕かれました…。</p>
---	---

より重要なことは、国王ポマレがつぎのようなことがらを含む、極めて革命的な政治的行動をとろうとしていたことである。すなわち、(i) 彼自身の親政体制に対する公的裁可の必要性、(ii) 宣教師団との同盟関係のタヒチ流のやり方への改正、(iii) 法の制定と執行権限の正当化、等々である。このプロジェクトを支えるために印刷物を作成する権限を国王が有していることは明らかであった。1818年にポマレは「タヒチ宣教師協会」(‘Tahitian Society’) を、ロンドン宣教師協会の機構と機能を模するために設立した。協会の会長は国王自身で、その機構を明示した「任命法案」(‘Posting Bill’) が印刷に付された³⁰⁾。

<p>VI: Ia tae ia May ra a ruru atoa i te feia toroa e te mau taata toa o teienei Societi i te fare bure raa a te Arii i Pare ra; e na tehoe Missionary e parau mai i te parau a te Atua. E oti aera, a apoo ai te feia torea e te mau taata toa no te Societi, a faatitiaifero ai i te vahi i pio ra, ia tia maitai roa, a hoi ai i te fenua.</p>	<p>第6条：年次総会が毎年5月にパレの国王礼拝堂において開催され、その際宣教師団の一人が説教しなければならない。礼拝の最後に、協会の仕事を処理し、調整する(文字通り、歪んだ箇所を直す)ために会員によって構成される会議を開き、それらが終了した後にすべての人びとは帰宅することができる。</p>
---	--

1819年5月に1週間にわたる大規模の会議がさまざまな目的のためにパレ(現在のアル(Arue))に召集された。その第1の目的は、国王が建築した大きな家を人びとに開放することであった。その週の出来事は、タヒチのすべての宣教師が署名し、エイメオ出版から刊行された回覧状に注意深く記録されている。

「国王ポマレはタヒチのパレ地区のパパオア(Papaoa)に非常に大きく間口の広い建物を建造し、昨年タヒチに設立された宣教師協会の会合の用に供していた。この建物は王立宣教師礼拝堂(Royal Mission Chapel)と名づけられ、その規模はつぎのとおりである。長さ712

フィート、幅54フィート、棟木は36本のパンノキの柱によって支えられている。建物全体の外側の柱は280柱あり、移動式シャッターのついた窓が133、ドアが29ある。両端は半円形型で、それぞれ260フィート離れたところに3つの四角の演壇があり、いちばん端の演壇は建物の両端から100フィート離れたところにある。演壇の前の部分を除いて木製の椅子が置かれ、きれいな芝生に覆われている。樺木は房の付いたきれいなゴザでカバーされており、それはさまざまな色のひもで非常にきれいに結びつけられている。そしてゴザの両端は、聖ポール大聖堂にある海軍と陸軍の旗のようにつりざげられている。建物全体が木製の頑丈な壁によって囲まれており、壁と建物の間は砂利が敷き詰められている……³¹⁾」

さらに国王ボマレは自らが洗礼を受けることへの篤い願いを表明していた。そして、「自らを神に捧げ、すべての罪を贖う」ための洗礼が1819年5月16日の日曜日に執り行われることを約束したことを伝える回状が回された。またこの回状は、5月11日火曜日に礼拝堂がオープンすることをも伝えている。

「11時ごろに私たちは建物の東の端で国王と会った。国王は腰のあたりにきれいに飾られたマットの付いた白のシャツと赤と黄色で飾られたティプタ (tiputa) を着用していた。女王と主だった婦人たちは首の周りに英国産のフリルを付けて、タヒチの伝統衣装をまもっていた。集まった何千人もの人びとは清楚で最良の衣装をまもっていた……。」

修道士のプラット (Platt)、ダーリング (Darling) およびクルーク (Crook) は3つの演壇にそれぞれ配置され、会衆による讚美歌の後でそれぞれが謙虚さと奉仕へのメッセージとともに『ルカによる福音書』第14章の一節を読誦した——「誰でも自分を高くするものは低くされ、自分を低くするものは高くされるからです。」建物が大きいので5千人から6千人ぐらいの会衆に対して、無理なく3人が同時に説教することができた。国王ボマレは建物中に警備員を配置していた。というのは、かつての敵や競争相手の集団が一緒に集まることで混乱を招くのではないかと懸念されたからであるが、そのような混乱は起こらなかった。「すべてのことが平穏無事に行われ、まったく混乱はなかった。」そして、1819年5月12日水曜日の「タヒチ宣教師協会」第1回年次総会と5月13日の法制定の布告に関する回状が回された。

「われわれは12時ごろに王立伝道礼拝堂の主室に集まった。国王がクルーク修道士にその日の催しをはじめようように促した。彼が演壇に登りボマレがそれに続いた。賛美歌を歌い、聖書と祈禱文を読誦してから国王が立ち上がって、両脇にいる何千人もの家臣たちを見渡した。タヒチ島の南部地域の経験深い族長たるタティ (Tati) に一礼して、『タティ、そなたの望みは何

アレックス・フレイム「南太平洋諸国の憲法と慣習」(1)

か。私はそなたのために何ができるか。』と尋ねた。演壇のほぼ向かいに着席していたタティは立ち上がって、『国王が手に持っておられる書面つまり法、それが私たちの望んでいるものです。私たちに法をくだされば、それを大事に保持し、尊重し、正しいことを行います……。』

ポマレはそれに続いて18条からなるつぎのことさらにに関する法を読み上げ、コメントした。すなわち、殺人、窃盗、侵害、贓物、逸失物、安息日違反、反乱、婚姻、姦通、裁判官、裁判所、等々である。それらの条文を読み上げ、説明を加えたのちに彼は族長たちにそれらを受容するか否かを尋ねた。そして、『私たちはそれに同意します——心からそれらに同意します』、と彼らは答えた。国王は家臣たちに挨拶の言葉をかけて、法に同意するならば右手を挙げて同意の意思を示すように促した。何千もの腕が一度に上がったのでかなりの音をたてつつ、一斉に挙手がなされた。ポマレが反乱や内乱を起こすことに関する条文に至ったときにそれを飛ばそうとしたかのように見えたが、しかし読み続けた。条文の最後のところでタティは、ありふれたやり方で称賛の意を示すことには満足しなかった。彼は立ち上がって、家臣に向かって再度挙手、しかも今度は両手を挙げることを力強く呼びかけ、さらに自らが見本を示し、全員それに従った。このようにして全条文が通過し、同意された。最後に修道士のヘンリーが挨拶と祈祷、祝福をのべて会を閉じた……。』

マッコリー総督 (Governor Macquarie) からタヒチにいる宣教師のウイリアム・ヘンリーに1820年に送られた手紙から、ヘンリー——彼は総督から行政長官に正式に任命されていた——1819年の法典を印刷したものをシドニーに送っていたことがわかる。マッコリーはつぎのように書いている。

「タヒチ法典の印刷物をお送りいただき大変ありがとうございました。大変興味深くそれを読みました——そして同時に、それを熟読するすべての人がするように、私はそれを称賛いたします。そしてこれらのすばらしい法の良き影響によって日々文明化されていくことが間違いないタヒチの人びとのあいだで、そのことが実感されていると聞いて、私は大いに満足しております……³²⁾。』

2. 法典の内容

下記の表において全19条の各条文の効力を要約するとともに、文言上興味深い点について若干の注釈を加えている。

第1条 殺 人	<i>Taparahi Ta'ata</i> : 嬰兒殺および他のすべての殺人に関する <i>arioi</i> 慣習の禁止
第2条 窃 盗	<i>Eiā</i> (マオリ語の <i>Kaiā</i> あるいは <i>Keiā</i>):

	罰則として盗品の4倍の価額の支払い
第3条 豚を放つこと	<i>Bua'a</i> : 賠償額は訴えた者が所有する柵の状況による
第4条 贓物	<i>Ta'oa eiā</i> (マオリ語の <i>Taonga Keiā</i>) : 贓物を受領することは犯罪
第5条 逸失物	<i>Ta'oa moe</i> (マオリ語の <i>Taonga moe</i>) : 逸失物の返還義務
第6条 交換	<i>Ho'o</i> (マオリ語の <i>Hoko</i>) : 欠陥品でない限り拘束力を有する
第7条 安息日の順守	<i>Sabati</i> : いくつかの例外を除いて労働と移動が禁じられる
第8条 反社会的な行為と治安の妨害	<i>Tama'i</i> (「騒ぎょう」) (マオリ語で <i>Tamaki</i> , 騒ぎを起こすこと) : 個々の実例がリストアップされている
第9条 一夫一婦制度	例外を除いて, 二人の女性が一人の男性と, もしくは, 二人の男性が一人の女性と同棲することの禁止
第10条 異教時代からの移行	<i>Te vahine ma'iri</i> (棄教 : <i>tāhito</i> (かつての <i>etene</i> すなわちサタン) 新しいルールは適用されない
第11条 誘拐	被誘拐者のパートナーに対して相応の賠償金支払いが裁判官によって命じられる
第12条 パートナーの遺棄	裁判官は和解を勧める。有責の当事者は新しいパートナーを得ることが禁じられる
第13条 パートナーを養育しないこと	<i>Te rave ore i te ma'a</i> : 裁判官は加害者と協議しなければならない
第14条 婚姻	<i>Fa'aipoipo</i> : 宣教師もしくは裁判官によって執り行われるべき儀式の規定
第15条 誣告	<i>Te Ha'avare</i> (マオリ語の <i>whaka-ware</i>) : 道路4マイルの清掃が命じられる重大犯罪
第16条 裁判官の任命	<i>Te Ha'avā</i> (マオリ語で <i>Whakawā</i>) : タヒチの各地域から任命される
第17条 裁判官の役割 (<i>Ha'avā</i>)	被害を受けた当事者は復讐することが禁

	じられる。裁判官は2名の証人の証言を聞いて刑罰を決めなければならない
第18条 裁判所の設立 (<i>Fare Ha'avā</i>)	タヒチのすべての地域に裁判所が設立されなければならない
第19条 裁判所での告知による法典の公布	<i>E teienei ture i fa'atupuhia e te hui ra' atira i Tahiti nei ra, e piahia ia i nia I te pou o te mau fare ha'avā..</i>

3. 法典における興味深い問題

(1) 法典の典拠を示す証拠に若干の齟齬が存在する。上でみたように、1819年に至るまでのロンドン宣教師協会の記録は、19条の条文作成を指導し、草案作成に関してもノットとデーヴィズが果たした役割を強調している。他方で、数年後に法典が、ロンドン宣教師協会の役割に対するフランス人の批判者から攻撃を受けた時には、ノットをも含む宣教師のなかの指導的な歴史家たちはつぎのように主張している。すなわち、法典の「英語版草案」(English draft)は存在せず、ポマレ2世が直接にタヒチ語で自ら法典の法案を作成した、と。法典の内容のみならず、極めてタヒチ的な様式を有する——そして、ポマレが最終的で決定的影響を及ぼした——第8条やその他の条文の内容から、宣教師が当初の目的として有していたものを認識することによって、そのような齟齬が埋められなければならないだろう。

ポマレはハワイ (Havai'i) (現在のライアテア (Raiatea)) とババウ (Vava'u) (現在のバラボラ (Borabora)) およびヒティヌイ (Hitinui) (現在のタヒチ) はひとつの同族王国であった。当時はハウ・マタティア (*Hau Matatia*) と呼ばれ、テトゥナエ・ヌイ (*Tetuna'e Nui*) が立法者であった。その後、島の統治権は、後世の世代に相続権が配分されるように再び分割された。これらの「テトゥナエの法」(laws of Tetuna'e) は——ヨーロッパ人がやってきたときに行われていた慣習を明文化したものと理解されている——近代にいたって「タヒチ・アカデミー」(*Académie Tahitienne*) のマイ・アリエイ (Mai Ari'i) によってつぎのようにあらわされている³³⁾。

Ia tura i te taata te ai'a, te metua i fanau ia outou. Ia hi'o te taato'a i tona mou'a o te hanahana te reira o te ai'a.	命を育んだ生国を讀えよ。素晴らしい生国の山を見上げよ。
--	-----------------------------

<p>Ia tauturu te tahi i te tahi i te hamaniraa i to outou mau fare. Ia raraa ho'i te mau vahine i te mau peue e ia faaineine i te mau rauoro no te fare. Ia rave taato'a i te ohipa, te taata tana tuhaa ohipa. Tei ore i na reira ra, ua riro ia ei hapa ino nona iho.</p>	<p>家を建てるのにお互い協力せよ。女性はマットを持参し、家のためにパンダヌスを作れ。それぞれが自分の役割に応じて役立つことをせよ。そのようにしないということは義務を怠っていることだ。</p>
<p>Eiaha outou e hi'o mata noa i te taata e haere na to outou pae fare, maite pii ore atu e : a tapae mai i te fare nei e tamaa.</p>	<p>あなたの家の前を通るものがあれば、呼び止めて、家に招き入れて一緒に食事をしなさい。</p>
<p>Eiaha te mata e tapo i te hapahapa a te fetii, e auahi aama te reira i roto i te tuuafare.</p>	<p>親族の悪事を見逃してはいけない。彼らは火事のように家内に害をもたらす。</p>
<p>Eiaha na te tari'a, na te mata ra e hi'o i te ohipa a te feia afa'i parau ino. Ia faaroo te tari'a e haapo aera te mata ona iho te pepe.</p>	<p>根も葉もない他人の中傷に耳を貸してはならない。用心もせずにそのようなことに耳を貸す者はこどもと同じだ。</p>
<p>Ofati na i te mana'o iria vave noa, o te riro ei faaotu'itu'i i te tino e ote haapouri i te mata i te mea ti'a. E tahu'a maita'i te feruriraa mana'o!</p>	<p>何が正しいかについての判断を曇らせる怒りは鎮めよ。慎重に反省することが人びとを正しく導く！</p>
<p>Eiha na te tari'a e horo'a i te parau a te taata ori haere noa, e ata taata noa oia, e hotu painu haere noa, aore e tauraa.</p>	<p>仕事をしていない道行く人の話を聞いてはならない。彼らは預言者ではなく、単に影あるいは風に過ぎない。</p>

(2) ポマレの法典が有しているキリスト教的な基調は、王立礼拝堂での法典の確定と公布という場面においてのみならず、その内容においても強調されている。安息日に働くことを禁ずるルールが含まれていることはその明確な例である。近代の南太平洋地域におけるいくつかの憲法のなかにそのようなことの反映がみられる。たとえばトンガ憲

アレックス・フレイム「南太平洋諸国の憲法と慣習」(1)

法は、2010年の改正ののちにも、第6条に安息日違反の規定が残されている。クック諸島憲法 (*Constitution of the Cook Islands*) 前文において、1997年に注意深く文章化された文章はつぎのように宣言している。

「われわれクック諸島の国民はキリスト教の諸原理とクック諸島の慣行、そして法の支配の遺産を受け入れ、信仰と良心に従い、神の安息日たるその日を安息日として聖なる日であることを記憶している³⁴⁾。」

宗教と精神界に関することがらがニューージーランドの憲法でどのような位置づけにあるのかについての不明確さは、1948年にパリで開催された国連での世界人権宣言の草案に対するアプローチのなかに示されている。人間の起源が神に由来するということが、人権宣言の前文やその他のところに導入されるべきことが、オランダとブラジルの代表団によって示唆されていた。しかしながらこのことは、インド、中国そしてソ連の代表によって強固に拒否された。そしてニューージーランドの代表はつぎのようにのべたと記録されている。

「人間の権利と自由の確固とした実現のためには、神に由来する人間の起源と神の永遠の御心と結びついた、精神的な諸価値から切り離されることはできない……と、われわれニューージーランドの代表は信じている。ニューージーランドは投票に付されていたならば修正への賛成票を投じていただろう。しかし、議論においてすでに明らかなように、異なった哲学的な背景を有する委員会のメンバーに対して困難な問題を突きつけるような修正案は引き下げるとい、オランダの代表の行動に賛意を表する³⁵⁾。」

(3) 法典は「成文」法 ('written law') への移行を記すものである。しかしながら公布の方法は、社会的行動がうまくいくためには不可欠とされるタヒチ社会特有の「パフォーマンス」文化 ('performance' cultures) が課する条件に従っていた。私の友人で同僚でもあるポール・メレディスと私はこれらのことをつぎのように手短かにまとめている。

「……『パフォーマンス文化』は和解を目的としたものも含めて、彼らの権利-創設的な (rights-creating) パフォーマンスが有効となるためには、慣習と一致した流暢で生き生きとし、かつ闊達な行動に常に依拠している。マオリはイーヒ (ihi: 刺激) およびウエヒ (wehi: 恐れ) に言及する。パケハ (pakeha: 白人) は『首の後ろの髪の毛を逆立てる』 ('makes the hairs on the back of your neck stand up') というかもしれない。その行動はしばしば、仲間

で食事をした後に、マラエもしくは海岸でみんなの前で集団によって行われる。これらの特徴のひとつの働きは、その出来事を記憶できるようにすることである。文字であらわされた記録がないゆえにこのことは重要である。そしてもうひとつの働きは、彼らとその帰結を認めたあるいは少なくとも反対はなかったということを、後になって誰も否定できないということである。反対しようとする者は彼らが宴会で貪り食っていたということを自重を込めて思い出すだろう³⁶⁾。」

(4) 宣教師によって持ち込まれ、ポマレが受け入れた「西洋」の理念とタヒチの慣習法とのあいだのいくつかの折衷がみられるということが、この法典の特徴である。移行期の例外的な具体的事例として、たとえば風変わりな内容を持つ第8条は、腰から下に入れ墨 (tatau) (tattoo) を入れることを禁じている。刑罰としては、賠償金支払いや公益に資する労働奉仕などに言及することで懲役刑を回避している。重大な変化は、自助と復讐に変えて司法手続きを設けていることである。

(5) フランスの法人類学者で、さまざまな「功績」をタヒチの指導者に帰している故ミッシェル・パノフ (Michel Panoff (1931-2013)) は、18世紀にヨーロッパ人がはじめてやってきたときから、「タヒチの人びとの行動の自由を維持し、状況が許す場合にはそれらをより強化する」というタヒチの先住民の一貫した政策の特徴を指摘している。土地に対する権利に関連して、タヒチ人の集団的な土地への権利と個人の財産を一体化させようとする試みをいかに挫こうとしていたかについて記述している。

「今日人びとは、ポリネシア人に関してつぎのいずれを最も称賛すべきなのかについて思案している。すなわち、白人による支配から逃れる術あるいはフランス法を取り込む技術かである³⁷⁾。」

*：第3講義の末尾の部分で講義冊子の36頁から42頁までに、「フランス領ポリネシアとフランスとの憲法上の関係」(The Modern Constitutional Relationship of French Polynesia with the French State) に関して、「フランス領ポリネシアの憲法上の地位と、中央政府と地方政府の立法および行政権を創設する、2004年12月27日の憲法付属法からの抜粋」(Extracts from the Loi Organique No. 2004-192 of 27 February 2004 setting out the constitutional status of French Polynesia and the respective powers (compétences) of the metropolitan and local legislative and administrative organs) というタイトルの下で、フランス語の16条文が付録として付されているが、本翻訳では省略する。

第4講義：トンガ憲法

シオネ・ラトゥケフ (Sione Latukefu) は *Church and State in Tonga*, Australian National University Press (1974) において、1875年のトンガ憲法の起源とその後の憲法史を跡づけている。

「トンガは政治的には1970年5月4日まで英国の保護の下での立憲君主国であった。英国が保護を与える条約は20世紀はじめまで発効しなかったが、トンガは1875年に立憲君主国になった。」

**：「英国とトンガ両国間の友好および保護条約」(*Treaty of Friendship and Protection between Great Britain and Tonga*) は1900年に署名された。そして1958年に改訂され、1959年に批准された。1970年5月4日にトンガは完全な独立を果たした。」

ラトゥケフの書物の第6章「王国の誕生」は、1837年と1840年の間の内乱において国王のジョージとメソヂストの宣教師団が、キリスト教もロトウ (*Lotu*) をも受け入れないトンガの族長や徒党といかに対立したかを詳細に描き出している。1830年代のはじめごろに国王ジョージは、ハアパイ諸島 (Ha'apai) に古くから存在するハプ (hapu : 禁止されているもの) と対抗し、そして後にはババウ (Vava'u) において、タヒチにおいてボマレが行ったのと同じようなやり方で、神の祠やその他のシンボルを焼き払った。トンガタプ (Tongatapu) においても同様である。そして国王ジョージは戦いに勝利した。

また第7章は1839年と1850年より以前の法典についても論じている。

「1827年の段階ですでに、政治的なことならについて宣教師と協議しつつ、キリスト教の原理に従って政治を行おうとする、キリスト教に改宗した族長を見出したとしても……驚くべきことではない。……その結果、教会と国家の諸事項が融合していた。」(119頁)

初期のころのタヒチの発展と、ロンドン宣教師協会が国王ボマレと1819年になされた「ボマレ法典」の公布に対して与えていた影響との対比的な検討がなされている。Charlotte Haldane, *Tempest Over Tahiti*, Constable, London, 1963 参照。

「1840年代にパペート (Papeete) に存在した事実上の権力は月ごとに異なる軍艦の配置に左右されていた。Dupetit-Thouars が1838年にヴェヌス (*Venus*) に到着したときには、彼は

権力を握り、フランスカトリック教会宣教団との条約を口実にして、ポマレ・バヒネ (Pomare Vahine) に屈辱的な最後通牒を突きつけることができた。そして1842年にレイネ・ブランシェ (Reine Blanche) に Dupetit-Thouars がやってきたときには、再度、砲撃とポマレ・バヒネを捕らえると脅すことができた。」

シオネ・ラトゥケフのもう一冊の書物たる *The Tongan Constitution: A Brief History to Celebrate its Centenary* において、1870年代に国王トゥポウ 1 世の重要なアドバイザーとなったシルレイ・ベーカー師 (Reverend Shirley Baker) の役割が論じられている。

「明らかに国王ジョージはベーカーに対して、憲法を制定したいという願望を伝え、彼にその作成を手助けしてくれるように依頼した。1872年末から1873年はじめにかけてメソヂスト会議のためにシドニーにベーカーが滞在しているあいだに、ニュー・サウス・ウエルズの前相のヘンリー・パークス卿 (Sir Henry Parkes) のアドヴァイスと助力を依頼した。そしてパークス卿は、ニュー・サウス・ウエルズ政府が制定したすべての法のコピーをベーカーに渡した。1852年のハワイ憲法のコピーと合わせて、これらの法によってベーカーは、国王ジョージ——彼はすでにそれ以前にも法典を制定していたが、彼自身の国に最も適していると信じる法に従って、ハワイ憲法を修正しようと考えていた——のために憲法草案を作成することが可能となった。」(40-41頁)

憲法草案が1875年9月16日に議会に提出された。国王トゥポウはつぎのようのべている。

「過去のわれわれの統治形態においては、余の示すルールは絶対であり、余の望むところが法であった。議会のメンバーは余が決め、さらに余の望むように族長を選出し、その肩書を変更することができた。しかしそれらは暗黒時代の兆候であり、いまやトンガには新しい時代、光の時代がやってきていると思う。そこで、ここに憲法を裁可し、それに従って余がなすべき義務を果たすことを欲し、また、余の後継者がそれと同じことを行い、憲法が永遠にトンガの盤石の基盤とならなければならない。」(ラトゥケフ41頁)

憲法は1875年11月4日に成立し、今日のトンガ憲法の基礎をなしている。1875年の「専制君主制」から「立憲君主制」へと進化させることを意図した2010年の修正を含む全条文については、本資料の付録Xで提示している [本翻訳では省略・角田：以下同じ]。

トンガ最高裁の首席判事ウエブスター (Chief Justice Webster) によって下された、タイオネ対トンガ王国事件 (*Taione v. Kingdom of Tonga* [2005] 4 LRC 661) 判決は、1875年憲法のいくつかのユニークな特徴に焦点を当てている。原告は以下の議会制定法の有効性に異議を唱えている。

1. *Act of Constitution of Tonga (Amendment) Act 2003* : 憲法第7条の修正法でつぎのように規定している

第7条2項 第1項に規定した例外に加えてつぎの法律を制定することは正当である。公共の利益、安全保障、公共の秩序、モラル、王国の文化的伝統、立法議会への特権の付与、および法廷や規律委員会に対する侮辱罪を規定するために不可欠もしくは有用であると考えられる法律。

第7条3項 マスコミの業務を規制するための法律を制定することは正当である。

2. *Media Operators Act 2003* : 新聞発刊のための許可状の発給を規制し、外国人への発給を禁止
3. *Newspaper Act 2003* : 新聞に対する広範な規制を目的とする

ウエブスター首席判事は上記の傍点を付した文言は、つぎの理由から削除されるべきであると判示した。

「第67条は第79条によって保護された (entrenched) 規定の改正のための特別の手続きを定めているのに対して、『自由にかかわる法』の改正のための手続きは定められていない。したがって、第79条の規定にもかかわらずそれは改正されることはできない。」

裁判所はシオネ・ラトゥケフ博士の 'The Tongan Constitution' を参照した。同書20頁の記述からつぎのことが明らかである。1830年代までに国王トゥポウは、トンガの慣習法はキリスト教の教義とは両立しえず、したがって変化しつつある王国の要望や精神により適合する新たな法的しくみが必要であると認識した。そして、1839年のババウ法典 (*Vava'u Code*) に結実する立法に関するはじめての試みは、宣教師の教えから大きな影響を受けていた。

「23-24頁にのべられているように、数年後に国王は『ニュージーランドでは最上位の英国の権威者』からさらなるアドバイスを求め——地域の状況に応じた修正を施している——『島嶼社会法』 (*Society Islands Laws*) に類似する法典を採用するようにアドバイスを受け

た。これらの法典が成功を取めたのは、最終的な決定権がトンガの人びとに委ねられていたという事実に戻ることができる。(27頁)」

そしてさらに国王は、トンガが西欧列強から承認されることを確かなものとするために尽力し、1850年代には王国の法システムの改良に専念した。(28-29頁) 国王はさらなる助言を求め、なかでもニュージーランド総督ジョージ・グレイ卿 (Sir George Grey) はトンガに対して大きな関心を示した。そしてさまざまなことがらに助言を与えたグレイ卿と国王のあいだに親密な友好関係が深まった。(29-30頁) 宣教師の勧めに応じて国王ジョージは、文明化された人びとがどのように暮らしているのかを視察するために、1853年にニュー・サウス・ウエールズを訪問することを決めた。シドニーから戻った後に国王ジョージはシドニー・モーニング・ヘラルド (Sydney Morning Herald) の法律担当記者チャールズ・セント・ジュリアン (Charles St Julian) から何通かの手紙を受け取った。彼はシドニーにあるハワイの領事でもあるが、国王に対して、列強から正式に彼が主権者であることの承認を得なければならないこと、そして、立憲主義的な統治を確立しなければならないことを助言した。そしてその時に、ハワイの人びとが承認した憲法のコピーが国王に送られた。

しかし、タウフェウルンガイ博士 (Dr Taufe'ulungaki) がトンガの文化に関する専門家であるとしても、私はハリソン博士 (Dr Harrison) から原告の主張を支持するつぎのような具申を受けた。憲法解釈の権限に関しては、トンガの文化は——もちろん、1875年の憲法制定時の一定の背景になっていることは当然としても——重要な要素ではない、ということである。そのような立場を補強するために私は、憲法はトンガの文化に言及していないということも指摘した……。

さらにまた私は、言論の自由はいまや世界中の多くの地域において受容され、重視されている原則であるゆえに、たんなる西洋的観念であるということは受け入れがたい。はたして、言論の自由がいまや西洋の人びとによってのみ支持されているのではないということが問題視されている国があるだろうか。

「すでに論じた憲法の文脈において、コモンロー上、言論の自由の例外とは認められていない、王国の文化的伝統といった付随的要素を含めるという権限もしくは正当な根拠は存在しない……。」

以上のことから私は、第7条第2項の傍点の部分は基本的な表現の自由とは相いれな

いものであり、憲法第82条に照らして無効であると考ええる。

なぜならば、それらは第7条の諸自由を制約し、影響を及ぼすことは不可避であり、したがって第7条における保護規定 (entrenching provisions) および絶対的な禁止に抵触するとともに、第79条にも抵触することが明らかだからである。したがって、これらの禁止はなお有効であるゆえに、第7条に対して、第7条2項の傍点の部分を加えるための改正権限を立法部は有しておらず、改正はその限りにおいて無効である。

結論 裁判所はつぎのように判決する

1. 憲法第7条2項の傍点の部分は憲法第7条と第79条の保護規定に抵触しており、したがって第82条によって無効である。第7条2項の他の部分は抵触しておらず、有効であるゆえに、第7条2項はつぎのように規定されなければならない。第1項に規定した例外に加えてつぎの法律を制定することは正当である。安全保障、公共の秩序、モラル、立法議会への特権の付与、および法廷侮辱罪を規定するために不可欠と考えられる法律である。
2. 憲法第7条3項は以下の条件を満たす場合には第7条と第79条の保護規定と抵触しておらず有効である。すなわち、社会的な要求を抑制するために必要な場合においてのみ法が制定されるという、暗黙の条件に服さねばならないと理解されるべきことという条件、および、明白で差し迫った危険が存在する場合を除いて、まさに正当な目的が追求されるためには妥当であり、表現の自由に対する厳格な制約を含まない、という条件である。
3. Media Operators Act 2003 は憲法第7条に抵触しており、憲法82条によって無効である。
4. Newspaper Act 2003 は憲法第7条に抵触しており、憲法82条によって無効である。

2010年の諸改正

つぎのような政治的緊張感が高まった時代を経て重要な政治的改革が行われた。すなわち、タイオネ判決を導いた一連の出来事や、2006年11月に勃発し、多くの人が命を落とし、戒令が発せられた、トンガの首都ヌクアロファ (Nuku'alofa) で起きた大きな暴動事件である。2010年の憲法改正条文が本資料の「付録X」にある憲法のテキストに組み込まれた。いくつかの重要な事項を以下で指摘する。

- 第17条およびその他の条文：「専制」君主制から「立憲」君主制への移行を明確にするために、「君臨」(‘reign’)ということばを「統治」(‘govern’)に変更
- 第31条：「王国の統治形態は国王ジョージ・トゥボウ5世とその継承者の下での立憲君主制である」と宣言
- 第50条A項：首相選任のための新たな手続きを立法議会の多数決にもとづいて創設
- 第50条B項：首相と内閣の任期を任期途中で終了させるための方法として「不信任決議」に関する規定を創設。不信任決議は一定期間内に発議され、可決された場合にのみ効力を有するという新たな特徴を有する
- 第51条：内閣の役割と組織、権限を明確化。大臣を任命する国王の権限が、任命する大臣を首相が選任することによって首相の権限に置き換えられた
- 第59条：立法議会の組織を明確化
- 第60条：議会における代議員の明確化 貴族9名 国民代表17名
- 第64条：選挙権を「21歳以上のすべてのトンガ国民」に拡大
- 第65条：被選挙権資格——選挙人と同じ

トンガ憲法の改正

トンガ憲法の規定のあり方とタイオネ事件判決から、基本的な憲法上の文書（文言）は「永久に」改正不可とされうるか否か、という理論上の問題が生じる。

トンガの立法部（国王と立法議会から構成）が有する憲法改正のための憲法上の権限は、基本文書たる第79条に見出されうる。

「立法議会が憲法の条項を改正しようとする場合には、立法議会において3度改正が可決されたのちに国王に送付され、かつ、枢密院と内閣が一致して改正に賛成である場合に、国王が賛成することが合法となり、さらに、国王が署名した時に改正法が成立する。」

第79条のつぎの前提条件を示す文言（introductory words）の効力に関して問題が生じる。

「立法部における憲法改正の審議は、当該改正が自由、王位継承および貴族の称号、世襲財産に関する法に影響を及ぼさない限り合法である……。」

これらの文言は、明示された領域に関するトンガの立法部の立法権限に対する動かしがたい足かせとなるのだろうか。ここでは足かせとはならないという見解について検討し

てみよう。

英連邦内での学説において長年主張されている見解ではつぎのようになる（その見解は、20世紀の H. W. R. ウェイド (Waide)³⁸⁾ の学説を介して、1880年代の A. V. ダイシー (Daicy)³⁹⁾ の見解にさかのぼることができる)。すなわち、ある特定の国会 (one Parliament) (すなわち法制定機関) は、実体的な (substantive) 法を制定するそれ以後の国会の自由を制約することはできないということを、「国会主権」(‘parliamentary sovereignty’) は含んでいる。裁判所が強制しうる「手続的な’ (‘manner and form’) 制約と、将来の立法者の立法管轄を狭めようとする制約たる「実体的な’ (‘substantive’) 制約——それは無効とされる——とは区別されている。その相違の所在についての簡潔なまとめが New Zealand White Paper, ‘A Bill of Rights for New Zealand’, published in 1985 に見出される。英連邦における判例の評釈を行ったうえでつぎのように結論づけている。

「これらの判決においては、国会が将来いかなる法を制定するかに関して自らを拘束できないと論じているのではなく、国会が一定の内容を有する法を制定することをできなくすることを目的とした法と、国会が、一定の手続きを経た場合もしくは特別な方法で成立した場合のみ一定の法を制定できるということを規定する法との相違を論じているのである。」

ハートが彼の古典的な著書たる『法の概念』(‘*The Concept of Law*’) で指摘しているように、(絶対的な立法権として理解された)「主権」の概念はひとつの難問を含んでいる。法制定者が全能であるとすればいかなる法をも制定できなければならない。しかし、かりに法制定者がいかなる法をも制定できるとすれば、その法には、一定のことがらに関する法制定権限を制約する法も含まれていなければならない。そしてかりに、有効にそのように行いうるとすれば、法制定者はその時点では全能ではないしまた将来においても全能たりえない。神が全能であるとすれば、神は自らの全能の力を制約することができるか？ かりにできないとすれば神は全能ではない。かりにできるとすれば神はもはや全能ではない。ハートはその難問への対処の仕方についてつぎのように示唆している。

「国会の会期中は、自らが課す制限を含めてあらゆる法的制限から国会は自由でなければならないという要求は、結局のところは、法的な全能性ということに関するひとつの解釈に過ぎない。実際上は、後の国会の立法上の全能性に影響を及ぼさない、あらゆることがらに関する継続的な全能性と、一回限りでのみしか行使しえない、自己に対するものも含めた無制限の全能性のいずれかの選択なのである⁴⁰⁾。」

ここでジョン・サーモンド卿の見解——それは、国家によって制定されたルールとしてのみ法を見る彼の基本的見解と符合している——を参照することは有意義であろう。

「裁判所を通して国家が、国家は立法権能を有していないという原則を実際に承認し、実行するならば、その原則は法的なルールであり、かつ、国家の立法権能は法的には存在しないことになる⁴¹⁾。」

トンガの憲法に関する文脈に置きかえるならばここでの問題はつぎのようになる。はたしてトンガの立法者は、トンガ憲法の一定の事項を永久かつ取り消し不可能な形で改正権限の埒外に位置づけたのか？上で参照したダイシーの見解は、1880年代のウエストミンスタの国会を念頭においてのべられたものである。したがって、いかなる立法機関も立法権能に関して制約を課されることはないということを、必ずしも意味してはいなかった。事実ダイシーはこの点に関してつぎのように明言している。

「何人かの法律家の見解にも関わらず、……憲法制定者が〔憲法の基礎を〕合法的に変更する方法を、熟慮のうでで提供しなかったはずだということが驚くべきことに違いないと、何故に言われるべきであるのかを理解することは困難である。」⁴²⁾

具体的な憲法上の規定を憲法制定者は有効に制定することができるという見解をトンガの裁判所が採っていたとすれば、つぎのような場合には憲法改正のためのいかなる合法的な方法も得ることができないということになる。すなわち、そのように改正することが、「自由の法」（それは、第1章の権利の宣言の全体に含まれている、と前提されねばならない）もしくは「王位継承もしくは貴族の称号と世襲の土地に関する法」（それは国王と貴族の政治的権限と特権にもおそらく拡大されうる）に影響をおよぼす場合である。

1964年に（当時の）セイロンからロンドンの枢密院司法委員会になされた上訴事件たるラナシンヘ事件（*Ranasinghe case*）判決がおそらく、立法権限に関する憲法上の制約の効果に関するトンガの裁判所のための指針となるだろう⁴³⁾。その判決はつぎのふたつの理由から興味深いものである。第1は、セイロンの憲法がトンガ憲法と類似する形態の成文憲法の制約に関していること；第2は、問題となった立法は国会を通過し、国王の裁可を得ており、また、その立法が憲法と対立する場合には、憲法改正問題をも含むものとみなされねばならないことといった、広範な議論に裁判所が直面したこと。パース卿（Lord Pearce）は判決においてつぎのようにのべている。

アレックス・フレイム「南太平洋諸国の憲法と慣習」(1)

「立法者は、法制定権能を規制する機関によって課された立法上の条件を無視する権限を有していない。このような制約は、立法部が主権を有するか否かという問題とは別個に存在している。……そしてそのような憲法は、実際、規制機関が改正について規定し、かつ規定された要件を満たしている場合には、変更、改正されることができる。そして、そのような変更もしくは改正は、まさにそれらの規定の変更もしくは削除を含むことができる。しかしながら、立法部が一旦創設されたならば、多数決によって法を制定するために創設されたという事実から導き出された、固有の権限を有しているという主張は容認できない……。 (197-198頁：強調点を付加)」

単純な事例を挙げるならば、主権を有する立法部は、たとえば婚姻に関するあらゆる法は立法部のメンバーの三分の二以上の多数によって制定されなければならないという、憲法上の規定を制定することができる。したがって、裁判所はその規定に依拠し、規定された多数によって制定されていない、婚姻を規制することを目的とした「法」を無視するだろう。しかしながら、国会は婚姻に関するいかなる法をも制定することはできないということを目的とした憲法上の規定は、上の事例とは異なった位置にあるだろう。ダイシーとウエイドの正当な見解によれば、そのような制約は無効である。もちろんそのような区別は他の問題へと導いていく。すなわち、婚姻に関する法は全員一致で成立しなければならないというルールはどうか？それは「手続き的な」条件なのか、あるいは「実体的な」条件か？さしあたってわれわれはそのような問題に答える必要はない。われわれは単に、裁判所はそのような「手続き的な」条件を、実際のところは、法制定権能を実体的に排除しようとする試みに他ならないものとして処理するだろうということを目指すにとどめておく⁴⁴⁾。

それでは、制定された法を無効とし、立法部の法制定権限に実体的な条件を設けることを目的とした、憲法上のルールを基礎づけるものはたして何なのか？先に言及した法学説は、黙示の無効説 (doctrine of implied repeal) がその答えを提示すると示唆している。すなわち、「実体的な」条件に反する立法をなす(が「手続き的な」条件には従う) 将来の立法部は、実体的な条件を明示的もしくは黙示的に廃止したものとみなされなければならないのである。

トンガの憲法に目を転じるならば、立法部の法制定権限にかかわるふたつの定式化された所作を見いだす。ひとつは、憲法第79条の前提条件を示す文言は、「自由、王位継承もしくは貴族の称号と世襲の土地」の領域に関してはいかなる法も制定できないと解釈できることである。他方で、国会は(手続き的な条件に厳格に従うかぎりではある

が) 憲法全体を改正することが可能である。第79条が制限を課そうとしている領域を侵害しているが、手続き的な条件には厳格に従って成立した憲法改正は、第79条における制限を、それと抵触するかぎりにおいて黙示的に改正しているものとみられることができた。改正において明示的に当該制限を改正するならば事態は明確であろう。前提条件を示す文言が、第79条を改正する立法権限を制限することを目的としていないという意味において、第79条自身は「保護」されていない。したがって、第79条の前提条件を示す文言を明示的に削除もしくは修正するための改正に対しては異議を申し立てることはできない。前提条件を示す文言が上でのべた理由から無効であるという結論に達したならば、それらは無効であるという議論はより強くなる。

定式化された第二の所作は憲法第7条自身のなかに現れている。その条文は、「……意見をのべ、文書であらわし、刊行する」自由を規定し、「この自由を制約するいかなる法も絶対的に制定されてはならない」と宣言している(強調点を付加)。これらの文言は、当該自由と抵触しているとされる通常の法律や規則を無効とすることは明らかではあるが、第79条の「手続き的な」条件に従って制定された憲法改正を阻止することはできないようである。なぜならば、先のパラグラフで考察したように、憲法改正は、改正前の憲法と抵触するかぎりにおいて「制約」を明示的もしくは黙示的に改正したものとみなされなければならないからである。制約の文言を立法部の憲法改正権限の制限と見ようとするさらなる理由はつぎのとおりである。すなわち、重要な意義を有する自由は、競合する他の人の公民権(名誉を傷つけられない権利)や国家の維持などに服しているということを、第7条自身の構造が認めているからである。

以上の推論はトンガの憲法上の明白な慣行と一致するようである。Act of Constitution of Tonga (Amendment) Act 1990, No. 23 of 1990 は憲法第7条を、特例として認められた「公的な秘密」(‘official secrets’) というカテゴリーを導入することによって改正した。第79条にある表現が、市民的、政治的な権利に対応する憲法の条文を意味していると理解されるならば、この改正は明確に「自由の法に影響を及ぼす」。またその改正は、「特例として認められた」というカテゴリーを追加することによって、明らかに第7条をも制約する。改正が憲法上有効であるということは、改正以来何十年にもわたって当然とされてきているようである。第1章(権利宣言)に対するほぼ1世紀以上さかのぼる以前のいくつかの改正は、憲法の現在のリプリント版に記録されている。これらのことは、上で参照した主権に対するハートの「自己包摂的な」(‘self-embracing’) 見方を受容することとは相いれない。これらのことは、主権に対するハートの

「持続的な」(‘continuing’) 見方および明確な実体的な条件の黙示的廃止という説に依拠してはじめて説明されることができよう。

第5講義：文化相対主義と憲法上の諸基準

Alison Renteln, Relativism and the Search for Human Rights, *American Anthropologist* Vol. 90 (1988), p. 56-72.

アリソン・レントェルンは「文化相対主義」——そこにおいては、人間社会が「野蛮」から「近代」への進歩の過程として描かれている——に関する反応について言及している。そして、メルヴィル・ヘルスコヴィッチ (Melville Herskovits) は1950年につきのようにのべている。

「文化相対主義は——その生きざまを導くためにすべての社会によって確立された諸価値を承認することによって——各々の組織が有する固有の慣習の尊厳を強調するとともに、自らの慣行とは異なる慣行への寛容の必要性を強調する。」

文化相対主義と寛容をこのように結びつける考えは困難な理論上の問題を提起するとレントェルンはコメントしている。すなわち、存在から当為を導くことを求めているのである。モラルの内容は社会によって異なり、社会的に承認された慣行にとって便利なことばである。単純／複雑というものさしも採用できない。いわゆる「野蛮な」社会が極めて複雑な社会的システムを有していることもあるからである。

他方で、相対主義の批判者は抑圧を批判するわれわれの能力を阻害すると指摘している。相対主義が絶対的寛容を要求するゆえに、たとえばわれわれがナチズムを批判することをも阻害すると指摘している。

ここではさらなる議論を参照する。相対主義はそれ自身が文化絶対主義の一形態であると批判されることがある——すなわち、寛容というリベラルな伝統は最良の伝統であり、したがってすべての人が従わなければならないという言説を含んでいないだろうか？

倫理的相対主義は、真であり客観的に正当化可能で、特定の文化から独立した価値判断は存在しないと主張する。

「世界中のすべての文化によって共有されている文化横断的に普遍的なものや価値、規範は存在しえないということの意味しているのだろうか。」

また異なった倫理的相対主義によると、ある行為の正しさは当該社会の基準によってのみ判断されなければならない。ここでも再度、潜在する陥穽に気づかねばならない。その理論自身が自己否定的なものなのである。それ自身が規範的な理論である。すなわち、自らの文化に依拠した基準によってある行為を判断すべきであるということは、それ自身が規範的な命題である。そして、それは文化横断的に適用されると主張することは第1の命題を損なうことになる。

「それゆえ相対主義はすべての人に寛容を強要するのか？」

レントルンの結論では、相対主義は寛容と結びつくのではなく、自民族中心主義と結びついているのである。自民族中心主義では、自民族の文化的理念が他の文化の理念よりも大きな正統性を有していると前提されている。相対主義者は異なる文化におけるある行為を、つぎのように批判することができるかとレントルンは考えている。

1. その批判が批判者自身の文化に依拠している——すなわち、すべての文化は自らの基準のみを用いることができる、ということ承認することによって
2. 当該行為が異なる文化自身の規範に反する場合
3. 普遍的基準に反する場合

レントルンは最後に脚注を付している。1948年の世界人権宣言草案に依拠して、アメリカ人類学会 (American Anthropological Association) は、ヘルスコヴィッチが草案を作成した、自民族中心主義を批判した「人権に関する声明」(‘Statement on Human Rights’) を発表した。

「インドネシアやアフリカ、インドあるいは中国にとって説得力がないかもしれない……しかし、人間は自己の属する社会が自由であるように生きる場合にのみ自由なのである (American Anthropologist (1947) Vol. 49 p. 539) 」

したがって、相対主義は倫理的な理論ではなく、周りの文化を取り入れること (enculturation) ——すなわち、社会のなかに暮らす個人はその文化が有する信条を反映する傾向がある、ということである。それは必ずしも寛容を内包しているとは限らない。人びとはなお彼ら自身の基準を優越させることもある。

A. Frame and J. Seed-Pihama, ‘Some Customary Legal Concepts in Maori Traditional Migration Accounts’, *Revue Juridique Polynésienne*, Vol. 12, (2006), p. 113-132.

アレックス・フレイム「南太平洋諸国の憲法と慣習」(1)

『「相対主義に関する議論」のごく簡単な概要はつぎのようなものだろう。さまざまな文化のなかに見いだされるしくみや価値は、特定の社会に『それぞれ応じた』方法や文脈においてのみ理解され、評価されると考える者——すなわち『相対主義者』——がいる。彼らは、個々の文化の意味が判断されうる『普遍的な』価値や基準が提示されるということに疑問を提示する。そして彼らへの批判者つまり『反相対主義者』は、このようなアプローチは、なんらの基準も存在しない道徳上、認識上の真空状態——そこにおいては、あらゆるものが許され、何物も批判されない——に置かれている観察者の判断を無効にしてしまうと反論する。彼らは、『相対主義者の』態度がはらんでいるニヒリズムと思われるものを回避するためには、『普遍的な』基準が適切でありまた必要であると主張する。』

このような「相対主義に関する」議論に対するクリフォード・ギアツ (Clifford Geertz) のアプローチは独創的である。

「われわれはつぎのようなことからをはじめて主張してきた。すなわち、信心深い世界と迷信的な世界には区別がない；ジャングルのなかに彫像があり砂漠に絵画がある；集権化された権力や法典化されたルール、統制的な裁判がなくとも政治的秩序は成り立ちうる；理性的な規範はギリシャにおいて確立されたのではないし、モラルの進化はイギリスにおいて確立されたのではない。最初に主張したことなかで最も重要なことはつぎのことである。すなわち、われわれは他者の生活をわれわれ自身のレンズを通してみているということ、そして同時に彼らは、自分たち自身のレンズでわれわれの生活を見ている……ということである。反相対主義に対する批判は、知識に対する『自己認識優位』のアプローチ (it's-all-how-you-look-at-it approach) あるいは道徳に対する『郷に従え』アプローチ (when-in-Rome approach) を拒否することではなく、文化を超えたところに道徳を位置づけ、そして知識をそれらの双方を超えたところに位置づけることによって、それらのアプローチは打ち破られることができると考えることである。絶対にそうでなければならないとのべることはもはや不可能である。われわれが内輪の内情を知りたいと思うならば、自らのなかに居なければならない。』⁴⁵⁾

ギアツは 'The Uses of Diversity' というもうひとつの論稿を発表しているが、その論稿で彼は、クロード・レヴィ＝ストロース (Claude Lévi-Strauss) が1971年のユネスコでなした講演における興味深い内容について論じている。その講演において彼は——ユネスコを驚かせたことには——「レイシズム」との戦いのために国連によって求められた作品のなかで、20年以上前に提示していたことよりはむしろ、自分たちの文化により系統だてて固執する見方すなわち「自民族中心主義」を表明した。

「かりに……人間社会が適度な多様性を示しているとするれば、われわれはつぎのことを認識しなければならない。すなわち、このような多様性はおおむね、各々の文化がその周りに存在する文化に抵抗し、自らをそれらから区別する、つまり独自性を示すことを望むことから生じている。文化は他者のことに関して無知であるということはなく、時宜に応じて相互に借用し合っている。しかしながら自文化が消滅してしまわないためには、相互に混じりあわないままにいる時も必要なのである。」⁴⁶⁾

文化横断的な観察や理解を可能とするためにギアツはレヴィ＝ストロースのメタファを描いている。

「レヴィ＝ストロースがいうように、われわれは文化という電車に乗りあわせている乗客であり、その電車は自らの軌道とスピード、そして方向に向って走っている。そして、われわれが乗っている電車に沿って、同じ方向、スピードで別の電車が走っている場合には、当然にわれわれの電車と同じように見える。しかしながら、反対方向へと並行して走っている電車はそれのようには見えない。[[われわれには] あいまいで、瞬間的で、かろうじて残像に残るイメージしか残らない。それは視覚的には一瞬の記憶であり、なんらの情報をも提供せず、また何かを夢想する背景の役割を果たす景色を、ぼんやりと眺めているのを妨げるがゆえに、われわれを苛立たせるのである。』⁴⁷⁾

ギアツ自身は、文化横断的な観察の可能性と有効性を擁護する、いわば電車の用心深い監視人である。かなり初期の論稿で彼は自らの方法についてつぎのように指摘している。

「他者の文化の研究は……彼らが自らを何者であると考え、何をなしていると考えているのか、そしていかなる目的のために彼らがそのようなになっているのかを発見することを含んでいる。……それは、自分たちの世界と異なる世界に生きている者として、彼らがどのように生きているのかを研究することを含んでいる。」⁴⁸⁾

おそらく、文化的な見方のあいだには合流地点があるだろう。文化横断的な判決は排除されないし、実際にも不可避であるが、しかし裁判官によって注意深く、厳密に準備されなければならない。

第6講義：サモア憲法

1945年8月15日のニュージーランド軍によるサモアの軍事的占領に関しては、ベルサ

イユ講和会議 (Versailles Peace Conference) 後にニュージーランドに委託された国際連盟委任統治 (League of Nations Mandate) およびサモアの憲法上の地位に関する困難な問題に対する取りくみに関しては、Alex Frame, *Salmond: Southern Jurist*, Victoria University of Wellington, 1995, Chapter 13 参照。

1920年サモア憲法指令 (*Samoa Constitution Order*) *Gazette* (NZ), Vol. II, p. 1619-1714.

「これ以後サモアの統治権は、当該領土が [英国王の] あたかも自治領の一部であるのと同様な態様において英国王に付与されているものとする。」(強調は筆者)

コメント：

「立案者としてのサーモンドが、国際連盟の委任統治下においてサモアがいかなる憲法上の地位にあったかに関する問題を回避しつつ、サモアの統治権を簡潔な表現において実現できたことに着目すべきである。実際のところ、その宣言がサモアの憲法上の地位について言及すべきことがあるとすれば、それはまさにサモアは英国王の自治領ではないということであった！ しかしながら、サモアに関する上述のフィクションの歴史を見れば、そのような比喩的表現が持つリスクのひとつを示している。つまり、あまりにも大胆に用いるならば、その比喩的な色彩を喪失することになるというリスクである。『あたかも』という表現は、解釈者の目には、『である』(事実)を意味するようになりうるのである。Alex Frame, 'Fictions in the Thought of Sir John Salmond', *Victoria University of Wellington Law Review*, Vol. 30 (1999), p. 159-175. また *Lesa v. Attorney-General* [1982] 1 NZLR 165 参照。

ニュージーランドによる第1次世界大戦後のサモア委任統治時代には、非暴力運動 (*O Le Mau*) として知られているナショナリストの運動に直面して大きな打撃を受けていた。1929年12月28日(「暗黒の土曜日」)に、トゥプア・タマセセ (Tupua Tama-*sesse*) を含む何人かの指導者がデモの最中に射殺された。

独立に至るサモアの道程に関してある評釈者が指摘しているように、サモアの伝統的なシステムは植民地時代を通じて生き残り、機能していた。

「一家の主 (*matai*) が村の寄り合い (*fono*) に集まった；地区の代表 (*faipule*) は、ある意味では『サモア議会』(Samoan parliament) ともみられうる、サモア全体にまたがる地区代表者の寄り合い (*Fono of Faipule*) に出かけて行った。すべてのサモア人は王の息子

(*tama'aiga*) のひとりに忠誠を誓った。トゥプア (*Tupua*) とマリエタ (*Malieta*) という二家族の長が、王権を形成するとみられるファウトウア (*Fautua*) を形成していた。このような伝統的な構造の頂点に、ウエリントンから任命された植民地統治官僚と立法権を付与された立法評議会が、外から持ち込まれたシステムとして位置づけられていた。サモア人は伝統的な様式に愛着を持っていた。彼らは『サモア人のためのサモア』 (*Samoa mo Samoa*) という標語に賛同した。⁴⁹⁾

国際連盟の委任統治領は、第2次世界大戦後には国際連合の下での信託統治領として1946年から存続した。ニュージーランドの戦時下の首相のピーター・フレイザーが、1944年にサモアを訪問し、伝統的地位を有する指導者たちと会合を持った。これらの会合と先見の明ある歴史家のジム・デヴィッドソン (Jim Davidson) の助言から、フレイザーはサモアに対してこれまでとは異なるアプローチをとることになった⁵⁰⁾。1947年に新しい統治の枠組みが公にされた。すなわち、サモアの多くの一般の人びとからなる新しい立法議会と、国家評議会においてファウトウアと協議しなければならない高等弁務官である。自治を目指す他の修正がさらに1950年代に行われた。

1959年にウエリントンの官僚たちは、首相のウォルター・ナシュ (Walter Nash) に対して、サモアは「無条件的独立」 (*unconditional independence*) に向かうべきであると進言する準備を進めていた。そして現に、1959年3月16日に内閣によって承認され、1960年8月に憲法制定会議が招集された。そこでは、非常に珍しいつぎのふたつの特徴へと導いた憲法のあり方を議論するために、ファウトウアが共同で議長を務めた。すなわち、ファウトウアが共同国家元首 (*joint Heads of State*) となること、選挙権はマタイ (*matai*) のみに限定されていること、である。この憲法は1961年5月9日に全国民による国民投票にかけられ、その結果、1962年1月1日にサモアは、近代以降最初のポリネシアの独立国家となった。

1962年独立憲法——いくつかの特徴

全能にして永遠なる神の御名において (IN THE HOLY NAME OF GOD, THE ALMIGHTY, THE EVER LOVING)

宇宙に対する主権は全能の神にのみ属し、神の命においてのべられている一定の限界内で、サモアの人びとによって行使される権限は神聖なる遺産である；

サモアの指導者は、サモアはキリスト教の諸原理とサモアの慣習、伝統に依拠する独

立国家であることを宣言している；そして、サモアの人びとを代表する憲法制定会議は、独立したサモア国家の憲法を制定することを決議した；……ここに、1960年10月26日、憲法制定会議においてサモア人はこの憲法を採択し、制定する。

サモア憲法全文は本資料への「付録」において掲載しているが、ここではつぎのような諸特徴について若干分析する。

第2条2項、最高法規：

第2部**基本的人権**。憲法に関する重要な問題として、憲法は**遡及的効力**を有するのがあるいは**将来に**関してのみなのか？ たとえば第11条の信教の自由について。また、第15条の法の下での平等についても検討が必要。第8条2項(d)の自由と慣習の関係について。*Attorney-General v. Saipa'ia Olomalu*, (1982) 14 *Victoria University of Wellington Law Review*, p. 275.

この重要な事件において西サモア控訴裁判所（ロビン・クック卿（Sir Robin Cooke P.）とミルズ（Mills）およびキース（Keith）裁判官）はつぎの問題を検討しなければならなかった。すなわち、**マタイ**という肩書（慣習上の肩書）の保持者のみが地区の選挙区での選挙人として登録されることができると規定した1963年選挙法は、「法の下での平等」を規定する憲法第15条の要件を満たしているのか否か、という問題である。

控訴裁判所は、サモアの諸制度は「ユニーク」であり、したがって「西サモアの特定の歴史と社会構造に依拠して説明されなければならない」とのべた。裁判所は、マタイにとって有利な選挙に関する制限事項は、とくに憲法草案を検討した会議において提起されたという事実を重視した。したがってこの件に関する会議の意思は、特に慣習上の制限を維持するということであった。

さらに最近の事例として、*The Samoa Party v. Attorney-General* [2010] 5 LRC 404 において、サモア控訴裁判所のバラグワナス裁判官（Justice Baragwanath）の重要な判決が存在する。当選人の得票の50パーセント以上を獲得した候補者に対する、選挙に関する異議申し立てに対して制約を課すことを目的として、議会が選挙法改正を主張していたということが指摘されている。控訴人はこのことはふたつの点で憲法違反であると主張した。まず第1は、それが候補者から、憲法第9条が規定する「市民権」についての公平な裁判を受ける権利を剥奪する、ということ。第2は、憲法第15条に規定されている、「差別的な立法からの自由」に違反すること。

控訴裁判所はつぎのようなサモアの法学において承認されていることがらを指摘して、

いずれの点をも否定した。「投票権」に関して憲法は、議会の立法権能を尊重しており、したがって裁判所は、異議申し立てによって選挙結果に異議申し立てをする権利という、付随的権利に関してもそうであると確信していた。バラグワナス裁判官はつぎのように判示している。

「当裁判所における以前の2判決は、サモアの投票権は憲法によって付与された権利である
と前提すること——それは極めて重要である——がはらむ誤謬を明らかにしている。Attorney
-General v. Saipa'ia 事件において、憲法は普通選挙権を付与していないと判示している。そ
して Le Tagaloa Pita v. Attorney-General 事件においては、選挙法改正によって議会がその
ような権利を制定したのちに当裁判所は、以前から存在していたマタイの投票権を侵害する
という、改正に対して唱えられた異議を否定した。各判決の判決理由は、当該憲法は北米の憲法
とは異なり、誰が選挙権を有するかを自らのべるのではなく、議会の決定に委ねている、と
いうものであった。」

裁判所はさらにつぎのように判示している。

「サモアにおける現状は、マタイの肩書を持たない者も投票することができる反面において、
マタイのみが議会の構成員になることができる。…… [このことは] 選挙法で制定されてい
るが、憲法において規定されているという意味においての、憲法上の制度というわけではない。」

元首 'O le Ao o le Malo'

経験豊富で影響力のある法律家のヤシュ・ガイ教授は、論文 'The Westminster Model in the South Pacific; The case of Western Samoa' において、政党システムが存在しないゆえに、君主と総督の任務は極めて困難なものとなっていた、と指摘している。他方で、有力な家系が地位も権力も保持してきた社会システムは、単なる名目上の指導者以上のものであった。

第26条：たとえば、第33条5項のような例外規定がない限り、国家元首は助言にもとづいて行為する。そして、裁量権を付与する重要な例外事例はほとんど存在しない。また、国家元首の不作為を抑止する方策にも注意。

元首の裁量行為

クック諸島

サモア

第5条：[女王代理への] 助言行為

第26条：元首への助言

(1) この憲法に規定されている場合を除いて、女王代理として行為する場合〔女王代理は〕、内閣、〔首相〕もしくは関係閣僚の助言にもとづいて行為しなければならない。

(2) 内閣、〔首相〕もしくは関係閣僚が女王陛下の〔代理として行為する代理人に対して〕助言を与え、かつ、〔女王陛下の代理人が〕助言がなされたのを知ってから14日以内に当該助言を承認しないかしくは憲法、その他の法律で権限を付与されている行為とは異なる行為をなす場合には、〔女王代理は〕当該助言を受け入れたものとみなされる。そして、〔首相の〕指示に従って行為する国務大臣の所作が、当該助言に依拠した行為の実行として行なわれなければならない。

(1) この憲法に規定されている場合を除いて、元首は内閣、首相もしくは関係閣僚の助言にもとづいて行為しなければならない。

(2) 内閣、首相もしくは関係閣僚が元首の任務の遂行に関して助言を与え、かつ、助言がなされたことを元首の国務大臣が知ってから7日以内に、当該助言を承認しないかしくは憲法、その他の法律で権限を付与されている行為とは異なる行為をなす場合には、元首は当該助言を受け入れたものとみなされる。そして、首相の指示に従って行為する国務大臣の所作が、当該助言に依拠した行為の実行として行なわれなければならない。

首相：第32条2項(a)

議員の多数の信任を得ている議員。議会の権限。不信任動議、第33条3項(a)は全閣僚が解任されることを意味している。これらの権限の相互作用については後にさらに言及しなければならないであろう。

内閣の手続き。第37条4項の下で元首の権限を留保すること。また、第40条、閣議決定を再考させることができる。

議会。第43条はクック諸島憲法と比較すると極めてシンプルである。それはなぜか？

第52条、議会は開催されなければならない。第63条、議会の解散。1. 首相がいない場合；2. 首相が助言するが、首相が支持されていると確信している場合；3. 3年経過
第68条、裁判官の罷免、第5項

第7部・公共のサービス。独立機関の創設の試み。第87条も参照。

土地・権限—第102条参照。

緊急権。極めて危険。主観的で基本的自由やすべての議会制定法を覆す（第106条3項、4項）

憲法改正。第109条。慣習法上の土地の売買に反する土地収奪に対する「手厚い」保

護規定

原注

- 1) 本講義の内容については、拙稿 'A Few Simple Points about Customary Law and our Legal System', *Yearbook of New Zealand Jurisprudence*, (2010 & 2011), Vols. 13 & 14 combined, p. 20-28 に依拠している。
- 2) このパラグラフはサーモンド卿の *Jurisprudence* (7th ed, 1924) の217-220頁での説明の要約である。これらのテストに関するより詳細な説明については、Alex Frame *Grey and Iwikau: A Journey into Custom*, above n 2, Section VII 'Revaluating Custom as a Source of our Law', at 63-76 を参照。
- 3) *Case of Tanistry* 80 Eng. Rep. 516 (1608) は、EK Braybrooke, 'Custom as a Source of English Law' (1951), 50 *Michigan Law Review*, p. 71 at p. 73 において参照されている。
- 4) Fritz Kern, *Kingship and Law in the Middle Ages*, transl. SB Chrimes (Basil Blackwell, Oxford, 1968) at 150. 本書は1914年にまずドイツ語で出版され、1939年に英訳版が出版された。ポーコック (Pocock) はその内容を高く評価している。
- 5) Salmond, above n 2, at 220.
- 6) *Hineiti Rirerire Arani v Public Trustee* NZPCC 1840-1932. さらにフィルモア卿の興味深いつぎの指摘も参照。「マオリ民族は、マオリの部族が合意によって慣習を修正することを可能とする固有の自治的権限を有している。」さらなる議論については、*Grey and Iwikau*, above n 2, at 72 参照。
- 7) J. G. A. Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law: Reissue with a Retrospect* (Cambridge University Press, Cambridge, 1987).
- 8) 前掲, 176頁
- 9) *Te Mātāpunenga: A Compendium of References to the Concepts and Institutions of Māori Customary Law*, compiled, edited, and introduced by Richard Benton, Alex Frame, and Paul Meredith, Victoria University Press, Wellington, 2013.
- 10) E Adamson Hoebel, *The Law of Primitive Man: A Study of Comparative Legal Dynamics* (Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 1954) at 28.
- 11) Lon Fuller, *The Morality of Law* (Yale University Press, New Haven, Connecticut, first published in 1964, revised ed 1969) at 109.
- 12) Alex Frame and Paul Meredith, 'Performance and Maori Customary Legal Process', 114 *Journal of the Polynesian Society* 135, at 139.
- 13) *Grey and Iwikau*, above n 2, 59-61.

- 14) 私はこのような立法に対する「建築上の」アプローチ——それは立法者の基本的な新しいビジョンのために準備されている法的な基盤を明確にすることを目的とする——と、当該社会の歴史的な概念と価値を明確にすることを目的とした「考古学的な」アプローチを別稿において対比したことがある。‘Making Constitutions in the South Pacific: Architects and Excavators’ in David Carter and Matthew Palmer (eds) *Roles and Perspectives in the Law: Essays in Honour of Sir Ivor Richardson* (Victoria University Press, Wellington, 2002) 277 参照。
- 15) それらの国が担ったこれらの概念の展開と懸案事項に関する優れた分析としては、For a Gerald Hensley, *Beyond the Battlefield: New Zealand and its Allies 1939-45*, Penguin, London, 2009, especially Chapter 17 参照。
- 16) Stanley de Smith, *The New Commonwealth and its Constitutions*, Steven & Sons, London, 1964, p. 181.
- 17) Alex Frame, ‘Beware the Architectural Metaphor’, in *Building the Constitution*, ed. Colin James, Institute of Policy Studies, Wellington, 2000, at p. 427. この論文集は、ウエリントンの国会議事堂の立法評議会室で4月7-8日に開催された「国制創設」会議(‘Building Constitution’ Conference)に提出された論文を収録している。
- 18) 前掲, 431頁
- 19) Alex Frame, ‘Making Constitutions in the South Pacific: Architects and Excavators’, in *Roles and Perspectives in the Law: Essays in Honour of Sir Ivor Richardson*, ed. David Carter and Matthew Palmer, Victoria University Press, 2002, p. 277, at p. 278-9.
- 20) *Minister of Home Affairs v. Fisher* [1980] AC 319, at page 328.
- 21) Stanley de Smith, *The New Commonwealth and its Constitutions*, Stevens & Sons, London, 1964. See page 194.
- 22) 本章の内容は、2014年にオークランドで2014年3月9日から12日にかけて開催された太平洋司法会議(Pacific Judicial Conference)でゲストスピーカーとして発表し、会議のネットで公表(<http://www.pjc.2014.org.nz>)されている。‘*The Tahitian Pomare Code of 1819: First steps to written law in the Pacific*’論文に主として依拠している。
- 23) ロバート・コーイング(Robert Koenig)はつぎの論文でその背景について簡潔に描いている。‘Des Bords de la Tamise aux Rivages de Arue, Le Code de Tahiti’, *Bulletin de la Société des Etudes Océaniques*, No. 269-270, Tome XXIII, No. 5, 1996. また同巻にはウィンストン・プコキ(Winston Pukoki)と彼の弟子による法典のフランス語訳も含まれている。

- 24) Niel Gunson, *Messengers of Grace*, Oxford University Press, 1978, p. 284-285.
- 25) John Davies, *History of the Tahitian Mission 1799-1830*, with supplementary papers..., edited by C. W. Newbury, published for the Hakluyt Society, Cambridge University Press, 1961, p. 203.
- 26) Missionaries at Papeto'ai (Moorea) to LMS, 2 July 1817, *Quarterly Chronicle of Transactions of the London Missionary Society (1815-20)*, Vol. 1, printed for the Society, London, 1821. 印刷されたこの手紙では、「現世のこともあの世のことに
も非常に無頓着である」というロンドンからの批判に対して、パペトアイのグル
ープが強い拒否感を示した一文は削除されている。
- 27) Nicholson, Ian Hawkins: *Extracts from Journals of Missionaries of LMS* (com-
piled in the 1990's), Mitchell Library, Sydney, ML MSS 6911, 'Extracts from Broth-
er Davies's private Journal commencing at Afareaitu in Eimeo, Friday Dec. 5,
1817'.
- 28) John Davies, *History of the Tahitian Mission 1799-1830*, supra, p. 220.
[75A/26]. Newbury's Appendix II titled 'A Note on Missionary Codes of Laws'
は366頁でつぎのようにのべている。「法典の第1草案はタヒチ人の助力を得てノ
ットが翻訳をした英語版であった。」
- 29) King Pomare to Dr Haweis (LMS), Tahiti, 3 October 1818, Ms-Papers-3681,
Alexander Turnbull Library, Wellington, New Zealand.
- 30) 'Posting Bill for the Taheitian Society established 13th May 1818', LMS, *Quarter-
ly Chronicle (1815-20)*, Vol. 1, p. 445.
- 31) 回状の印刷物はエイメオの宣教団印刷所で印刷されている。そこには、タヒチ王
立宣教団礼拝堂の開会式やタヒチ宣教団協会第1回年次総会、ポマレの洗礼など
に関する報告書も含まれている。*Quarterly Chronicle (1815-20)*, Vol. 1. p. 491-496.
- 32) Governor Macquarie to Rev. W. Henry, Government House Sydney, 1 Decem-
ber 1820, Mitchell Library, Sydney, Misc. Papers relating to Lachlan Macquarie
(1799-1941), Am 17, CY 3768, item 14.
- 33) Mai-Arii, *Généalogies Commentées des Arii des Iles de la Société*, Société des
Etudes Océaniques, BSEO No. 239-240, Papeete, 1991. タヒチ語のテキストもマ
イ・アリアルによって準備されたが、彼はフランス語訳も行っている。私にとってこ
のいずれのテキストも、表の右側のコラムの英語訳を作成するのに有益であった。
- 34) 前文はクック諸島議会における1997年の憲法修正法(第20号)第2節によって挿
入された。キリスト教の諸原理の強固な受容については、トンガ憲法(1875年)と
サモア憲法(1960年)を参照。
- 35) 'Report of the New Zealand Delegation on...the General Assembly held at Paris

- 21 September to 12 December 1948', *Appendices to the Journals of the House of Representatives*, 1949, A-2, p. 99. 世界人権宣言が審議された第3委員会へのニュージーランドの代表は、J. ソーン (J. Thorn), A. ニューランド (A. Newland), W. B. サッチ博士 (Dr. W. B. Sutch), C. C. アイクマン (C. C. Aikman), そして H. N. ハンプトン (H. N. Hampton) で、首相のピーター・フレイザー (Peter Fraser) が使節団の代表であった。
- 36) Alex Frame and Paul Meredith, 'Performance and Maori Customary Legal Process', *Journal of the Polynesian Society*, Vol. 114, (2005), p. 135-155.
- 37) Michel Panoff, *Tahiti Mëtisse*, editions Denoel, Paris, 1989, p. 138. 筆者による翻訳である。フランス系ポリネシアの現在の土地法に関する英語による有益な論述としては、Yves-Louis Sage, Don Paterson and Sue Farran, Chapter 11, *South Pacific Land Systems*, University of the South Pacific Press, Suva, 2013, p. 165 参照。
- 38) H. W. R. Wade, 'The Basis of Legal Sovereignty', [1955] *Cambridge Law Journal*, 172.
- 39) A. V. Dicey, *Law of the Constitution*, 1885. ダイシーはつぎのようにのべている。「国会が変更しえない法を制定しようとして失敗してきた論理的理由は、主権は、それが主権である限り、いかなる国会制定法によっても自らの権限を制限することができない、ということである。」E. C. S. Wade and A. W. Bradley in *Constitutional and Administrative Law*, 11th ed., Longmans, London, 1993, p. 77 から引用。
- 40) H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, Clarendon Press, Oxford, 1961, p. 146. 強調は原文のままである。
- 41) J. W. Salmond, *The First Principles of Jurisprudence*, Stevens and Haynes, London, 1893, p. 143. Quoted and explained in Alex Frame, *Salmond: Southern Jurist*, Victoria University Press, Wellington, 1995, p. 51.
- 42) A. V. Dicey, *Law of the Constitution*, 3rd ed., 1889, p. 137.
- 43) *The Bribery Commissioner v. Ranasinghe* [1965] AC 172.
- 44) たとえば、B. V. Harris in (1984) 5 *Otago Law Review* 565, at page 590 参照。彼は、「裁判所は、直接的にはなしえないことを間接的に行いうるようにする『手続き的な』制約を認めるといったことはない」と指摘している。
- 45) Clifford Geertz, 'Anti Anti-Relativism', in *Available Light: Anthropological Reflections on Philosophical Topics*, Princeton University Press, 2000.
- 46) Lévi-Strauss, in *The View from Afar*, trans. J. Neugroschel and P. Hoss, Basic Books, New York, 1985, quoted in Geertz, at page 71. これらの一見すると対立する立場に関する背景や文脈に関する有益な検討に関しては、Wiktor Stockowski, 'Racisme, antiracisme et cosmologie lévi-straussienne: un essai d'anthropologie

- réflexive', *L'Homme*, Vol. 182, 2007, pp. 7-51. 参照。
- 47) Geertz, *Available Light*, note 45 above, p. 70-71.
- 48) *Available Light*, p. 16.
- 49) W. David McIntyre, *Winding Up the British Empire in the Pacific Islands*, Oxford University Press, 2014, p. 74.
- 50) その背景とデヴィッドソンに対する影響に関する最も優れた分析については、W. David McIntyre, *Winding Up the British Empire in the Pacific Islands*, Oxford University Press, 2014, とくに pp. 42-45 and pp. 74-76 参照。

* : 第7講義以下は本誌, 次号に続く。